

# 川辺町こども計画

令和8年度～令和11年度



令和8年3月  
川辺町



# 目次

<b>第1部</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1	計画策定にあたって～町長からのメッセージ～.....	2
2	川辺町こども計画とは.....	3
<b>第2部</b>	<b>序論</b> .....	<b>5</b>
1	計画策定の背景と目的.....	6
2	計画の位置づけ.....	7
3	計画の期間.....	7
4	計画の対象.....	8
5	踏まえるべき社会の動き.....	9
6	川辺町の「いま」.....	12
<b>第3部</b>	<b>未来ビジョン編：こども計画が目指すこと</b> .....	<b>33</b>
1	川辺町こども計画が目指すまちの姿.....	34
2	重点目標.....	35
3	施策体系.....	36
<b>第4部</b>	<b>実践編：施策の展開</b> .....	<b>39</b>
1	ライフステージを通じた重要事項.....	40
2	ライフステージ別の重要事項.....	50
3	子育て当事者への支援に関する重要事項.....	60
<b>第5部</b>	<b>計画の推進体制</b> .....	<b>65</b>
1	計画の推進体制.....	66
2	推進するための実施主体の役割.....	67
3	数値目標の設定.....	68
4	計画の評価・検証体制.....	69
<b>資料編</b> .....		<b>71</b>
1	川辺町子ども・子育て会議設置条例.....	72
2	川辺町子ども・子育て会議委員名簿.....	73
3	策定過程.....	74
4	用語解説.....	75



# 第1部 はじめに

# 1 計画策定にあたって～町長からのメッセージ～

川辺町では、子どもや若者に関する取り組みの方向性をまとめた「川辺町子ども計画」を策定しました。子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、家庭や地域、学校、行政が力を合わせ、日々の暮らしをしっかりと支えていくことが大切だと考えています。また、地域の将来を担う子どもたちが、学びや挑戦を通じて活躍できる場を広げていくことも重要です。

町長就任以降、夏季の下校支援車両の運行など、子どもたちの安全につながる取り組みを進めてきました。今後は、子ども園でのおむつ無償化や学校トイレへの生理用品設置など、子ども施策のさらなる充実に取り組む予定です。

これからも本計画を通じて、子どもや若者が健やかに成長し、自らの未来に希望を持てるまちを目指してまいります。



## 川辺町の子どもたちへ

みなさんは、毎日どんなことを感じながら過ごしていますか。川辺町は、みなさんが安心して遊んだり、学んだり、好きなことを見つけたりできる場所でありたいと思っています。

今回つくった「子ども計画」には、みなさんが健やかに楽しく、安心して過ごせるように、川辺町ががんばりたいことがたくさん書いてあります。困ったときに相談できる人を増やしたり、安心して過ごせる場所を整えたり、みなさんの未来を応援したりすることもそのひとつです。

川辺町には、家族や先生、地域の人たちなど、みなさんのことを大切に思っている人がたくさんいます。そして、みなさんの成長をずっと見守り、力になりたいと思っています。これからも、川辺町が「ここで育ってよかった」と思えるまちになるように、みんなと一緒にがんばっていきます。どうか、自分の気持ちや夢を大切にしながら、毎日をのびのびと過ごしてくださいね。

令和8年3月

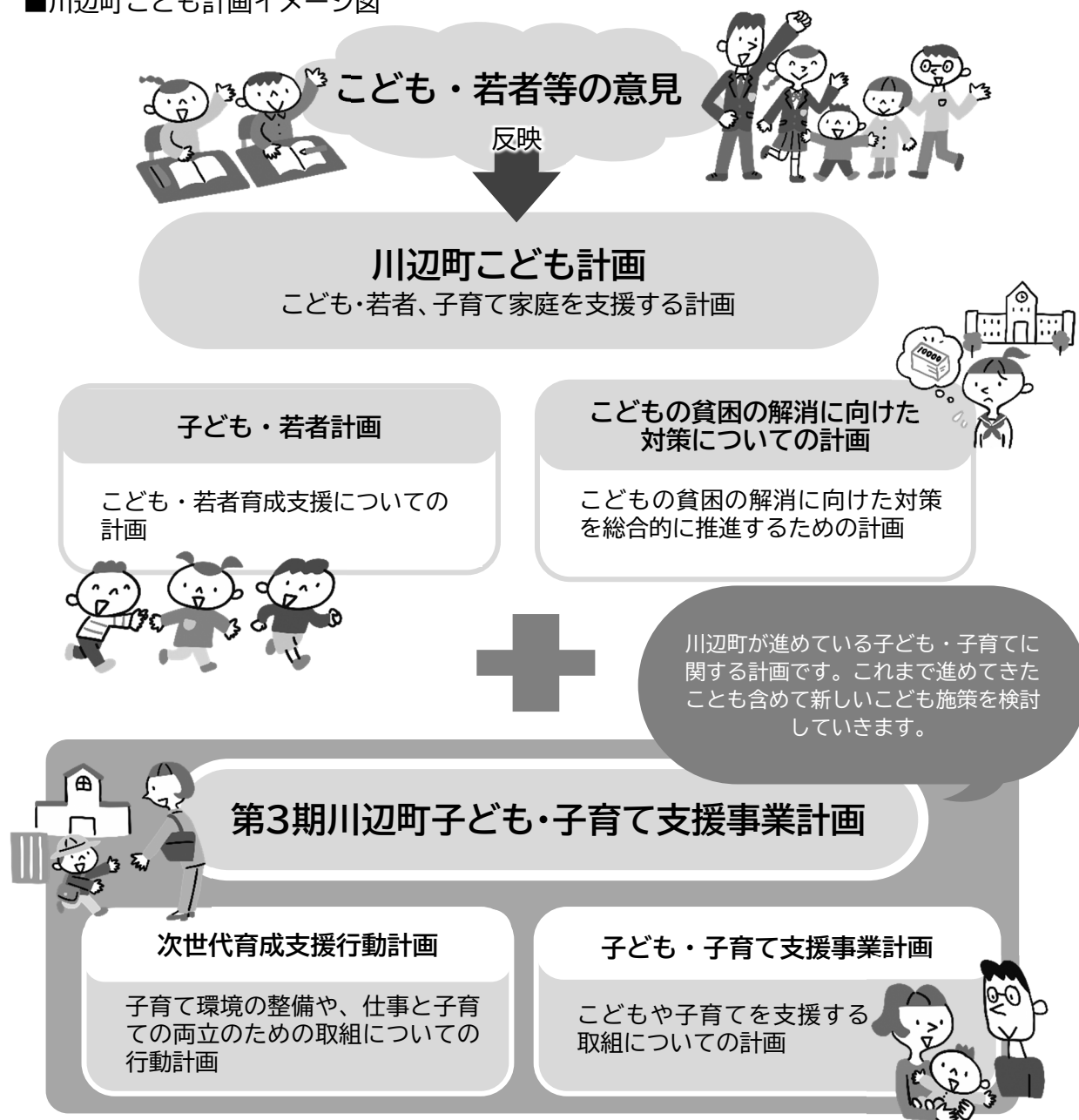
川辺町長 木下 宙

## 2 川辺町こども計画とは

川辺町こども計画とは、国で定められた「こども基本法」という法律に基づき、こどもに関する施策を一体的・総合的に推進し、川辺町のこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができるよう、こどもを中心に据え、子育て家庭や学校、職場、地域など社会全体で「こども施策」を推進するために策定します。

計画の策定にあたっては、川辺町における「こども施策」を示すとともに、こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、計画の対象となるこども・若者や子育て家庭の意見を幅広く聴取して反映します。

### ■川辺町こども計画イメージ図





# 第2部

## 序論

# 1 計画策定の背景と目的

令和5年4月に施行されたこども基本法では、市町村は、国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定することに努めることとされました。

川辺町（以下「本町」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「川辺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

また、「第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念を「すべての子どもが、みんなの手で、健やかに育まれるまち、『川辺』とし、こども基本法やこども大綱の考え方を踏まえ、子育て支援に加えて、ヤングケアラー支援やこどもの居場所づくり等のこども・若者への支援の充実を図っています。

このたび、本町では、こども施策を総合的かつ強力に推進するため、国のこども基本法及びこども大綱、岐阜県こども計画を勘案し、「川辺町こども計画」（以下「本計画」という。）を新たに策定します。本町の実情や、現在推進している「第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら、本計画における施策を推進していきます。

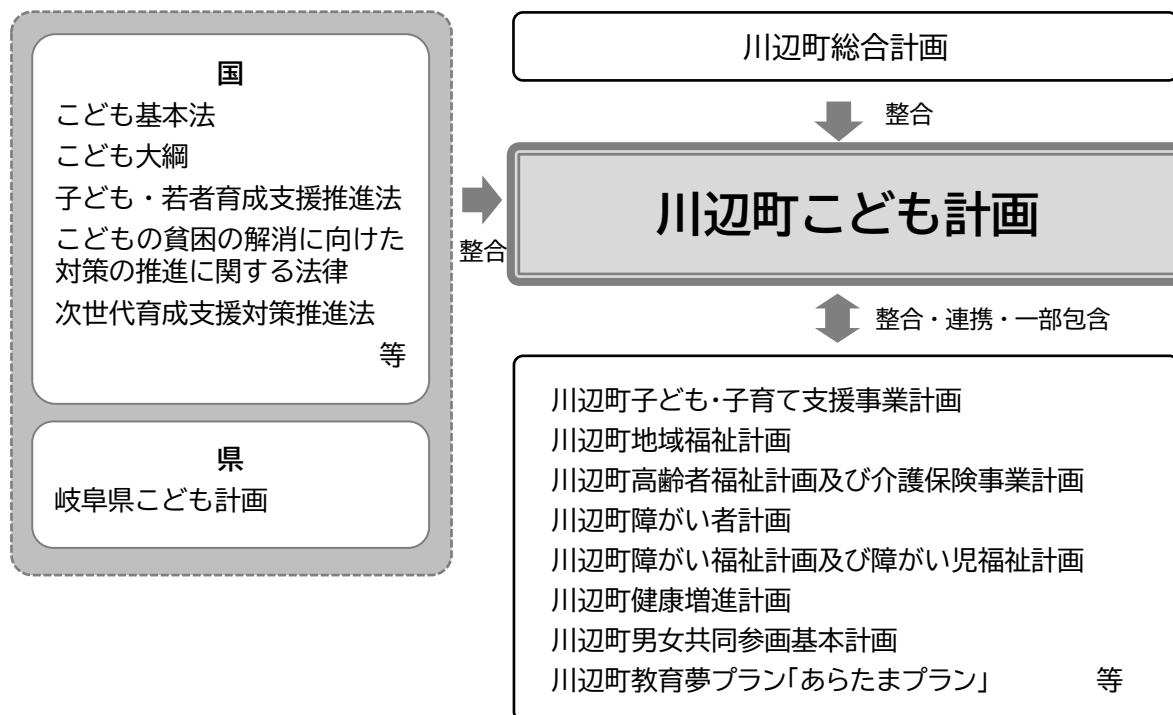
## ■「こども基本法」抜粋

（都道府県こども計画等）

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけ  
ます。なお、本計画は、町の最上位計画である川辺町総合計画やその他の関連計画と整合を  
図り策定します。



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。  
なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

### ■計画の期間

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
計画の調査・策定	川辺町こども計画（4年間）				次期計画	
	第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画					

※令和12年以降は、本計画と川辺町子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、5年ごとの見直しとします。

## 4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

また、本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。さらに、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

### ■「こども基本法」抜粋

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

### ■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している\*。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

# 5 踏まえるべき社会の動き

## (1) 近年の国・県の動き

- 令和4年6月 「こども基本法」成立 国  
こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として成立。  
日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが示された。
- 令和5年12月 「こども大綱」閣議決定 国  
「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。6つの基本的な方針及び重要事項が示された。
- 令和5年12月 「こども未来戦略」閣議決定 国  
こども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するための戦略。  
令和6年度からの3年間に実施する「加速化プラン」が盛り込まれた。
- 令和5年12月 「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 国  
地域における居場所づくりを推進する観点から、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点等が示された。
- 令和5年12月 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定 国  
母親の妊娠期から小学校1年生までの期間＝「はじめの100か月」が、生涯にわたるウェルビーイング(身体・心・環境の面での幸せ)に影響を与える特に大切な時期とされていることから、施策推進上、この時期において大切にすべき点が示された。
- 令和6年4月 「岐阜県ケアラー支援条例」施行 県  
ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を策定するとともに、必要な体制及び県、市町村、関係機関、支援団体等の緊密な連携体制の整備に努めることなどが示された。
- 令和6年5月 「こどもまんなか実行計画2024」閣議決定 国  
こども基本法に基づく「こども大綱」のもとで進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン。
- 令和6年12月 「保育政策の新たな方向性」こども家庭庁公表 国  
待機児童の大幅な減少や少子化を踏まえ、待機児童対策を中心とした「量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」と「全てのこども・子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換すること等が示された。

- 令和6年12月 「放課後児童対策パッケージ2025」こども家庭庁・文部科学省公表 国  
放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和6・7年度に集中的に取り組むべき内容が示された。
  
- 令和7年3月 「岐阜県こども計画」策定 県  
すべてのこどもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「ぎふっこまんなか社会」を目指し、策定された。
  
- 令和7年6月 「こどもまんなか実行計画2025」閣議決定 国  
政策ごとに目標とすることどもや子育て当事者等の状況を定量的に明確化した上で、成果を点検しながら施策を立案・見直すことが示された。こども政策推進会議において、毎年6月頃を目途に改定される。

## (2) SDGsの視点

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指し、令和12年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの視点をもって施策を推進していきます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



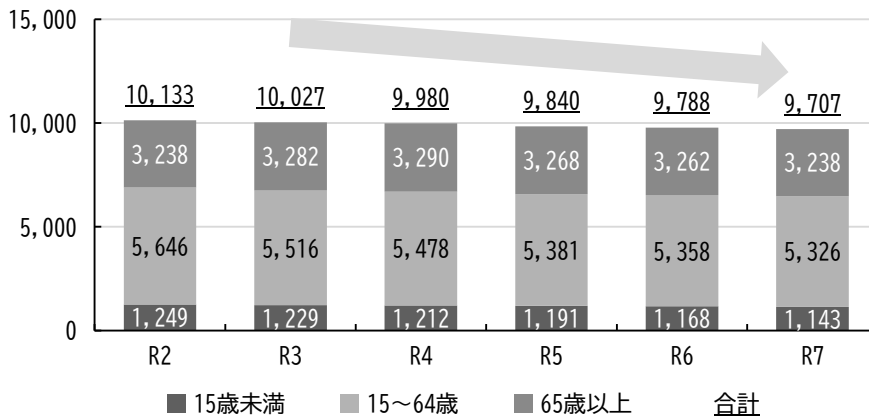
# 6 川辺町の「いま」

## (1) 統計データ

### 人口の状況

- 年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満人口及び15～64歳人口で減少傾向にあります。
- 令和2年から令和7年の減少率をみると、15歳未満人口が8.5%、15～64歳人口が5.7%、65歳以上人口が0.0%となっています。

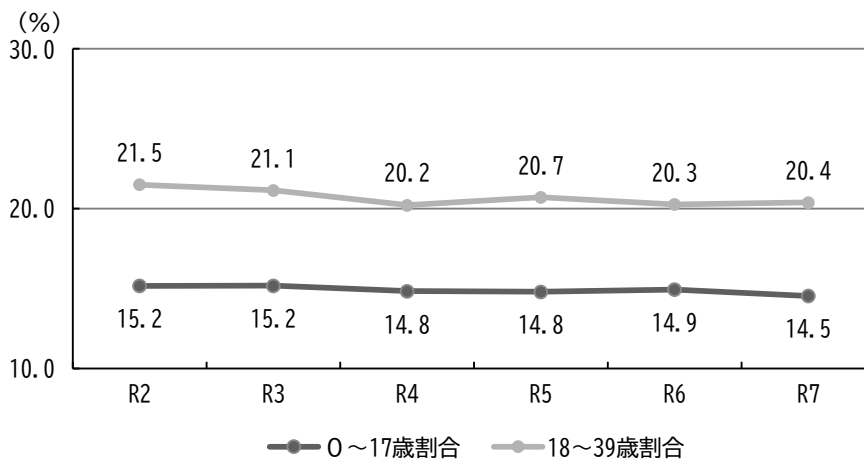
#### ■年齢3区分別人口の推移 (人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

- 総人口に対する子ども・若者人口割合の推移をみると、0～17歳人口割合は15%前後、18～39歳人口割合は20%前後で推移しています。

#### ■子ども・若者人口割合の推移 (%)

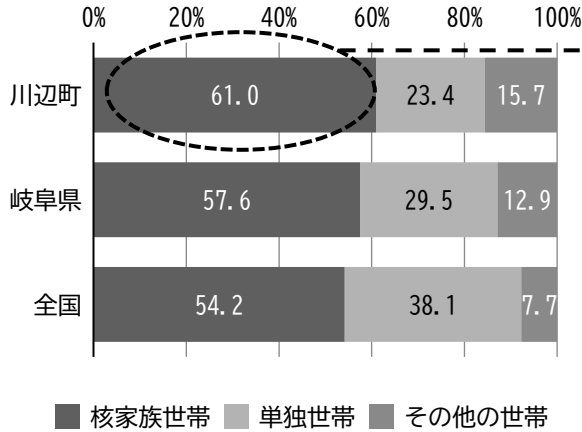


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

## 世帯の状況

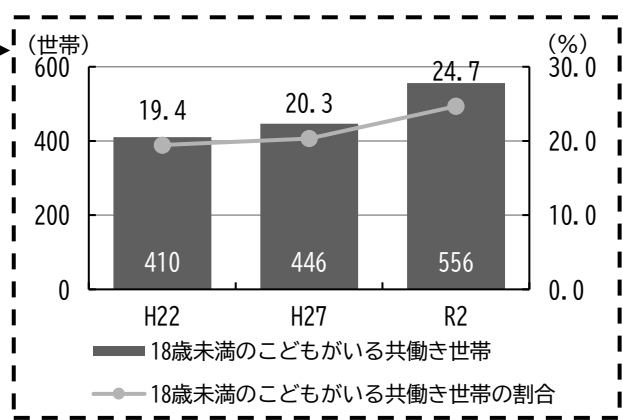
- 世帯割合の比較をみると、本町の核家族世帯及びその他の世帯の割合は、全国、岐阜県と比べて高くなっています。
- 核家族世帯のうち、18歳未満の子どもがいる共働き世帯数をみると、平成27年から110世帯増加し、令和2年で556世帯となっています。

■世帯割合（全国・岐阜県比較）※令和2年



資料：令和2年国勢調査

■18歳未満の子どもがいる共働き世帯とその割合

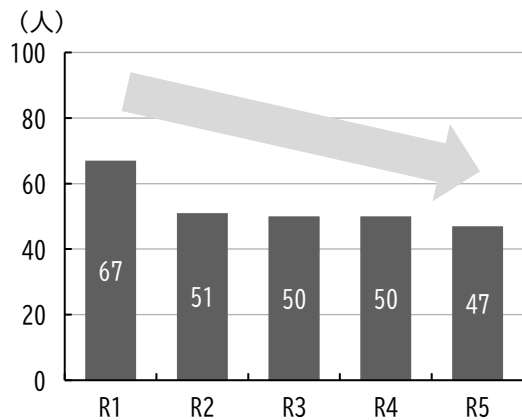


資料：国勢調査

## 出生の状況

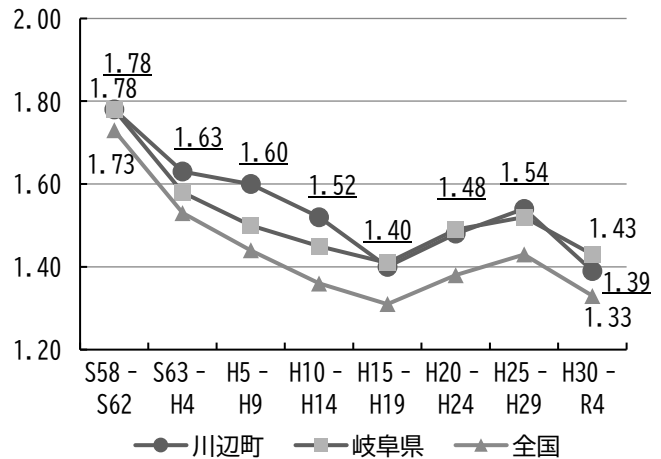
- 出生数の推移をみると、減少傾向となっており、令和5年は47人となっています。
- 合計特殊出生率の推移をみると、平成30年 - 令和4年の間では、全国を上回り、岐阜県を下回る結果となっています。

■出生数の推移



資料：人口動態統計

■合計特殊出生率の推移（全国・岐阜県比較）

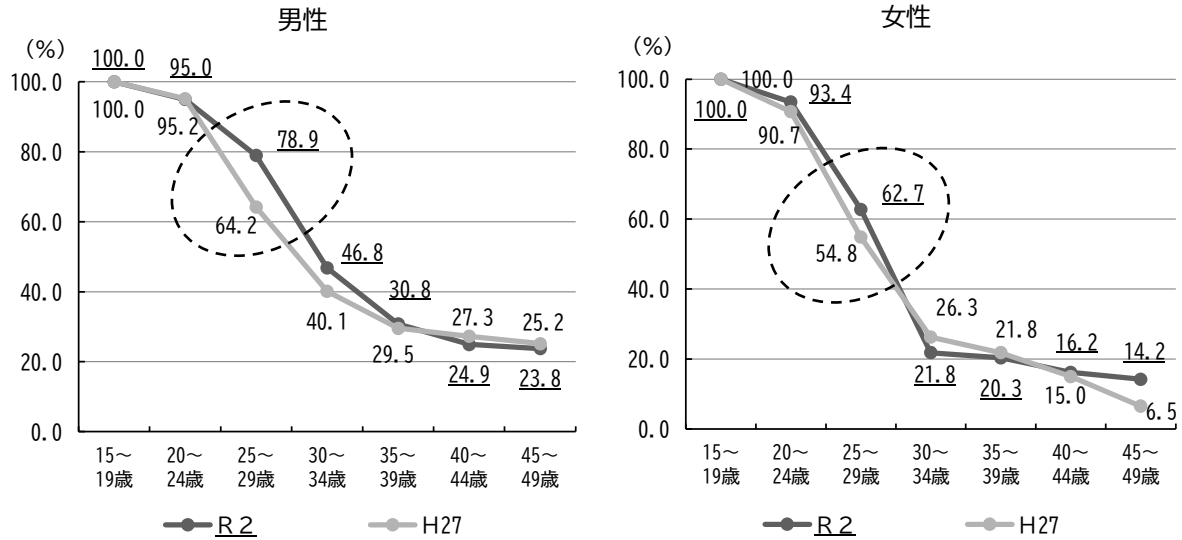


資料：人口動態保健所・市区町村別統計

## 未婚の状況

●未婚率の推移をみると、男女ともに、主に 25～29 歳で上昇しています。

■性別未婚率の推移



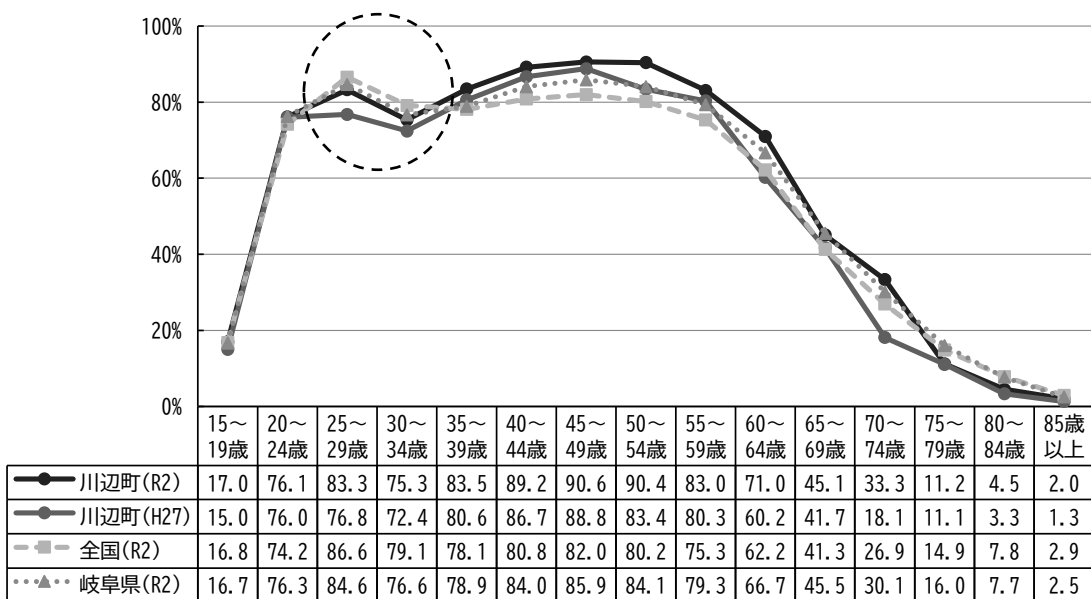
資料：国勢調査

## 就業の状況

●女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成 27 年から令和 2 年にかけてすべての年代で上昇しています。

●全国・岐阜県と比べると、25～34 歳で労働力率が低くなっています。

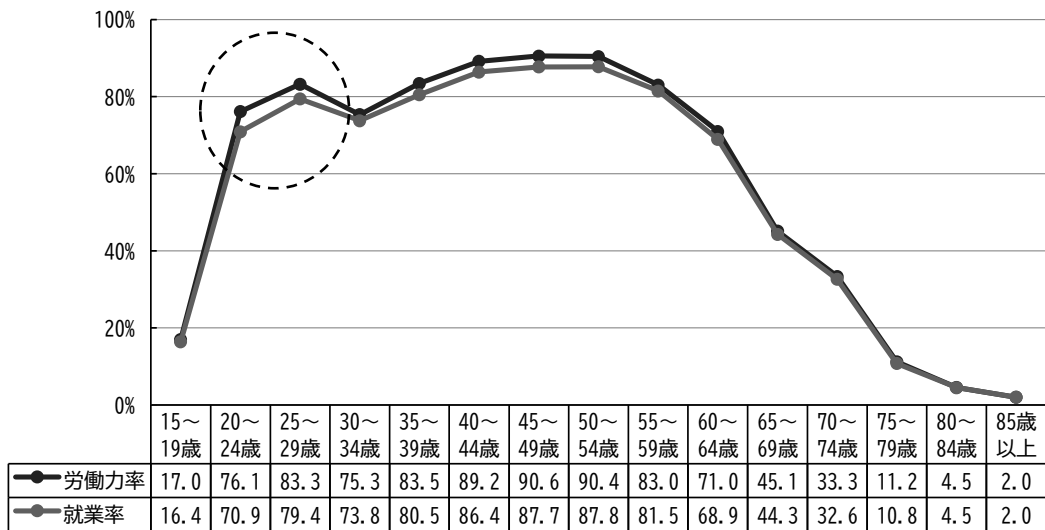
■女性の年齢別労働力率の比較（全国・岐阜県比較）



資料：国勢調査

●本町の女性の年齢別労働力率と就業率を比較すると、20～24歳で差が5.2ポイントと最も高く、次いで25～29歳で3.9ポイント差となっています。

■女性の年齢別労働力率と就業率

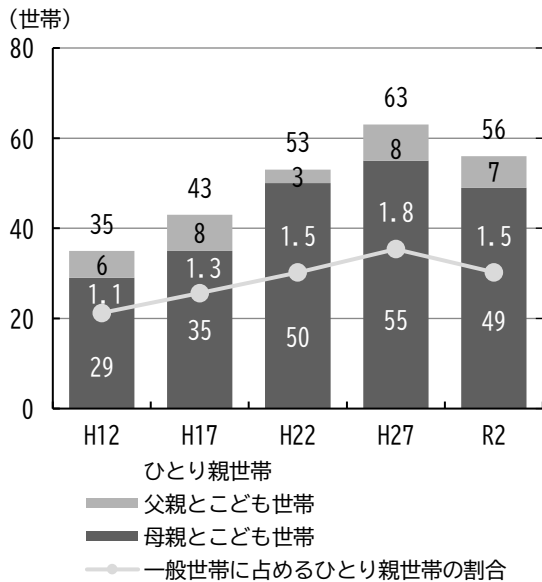


資料：令和2年国勢調査

## 支援を必要とする子ども等の状況

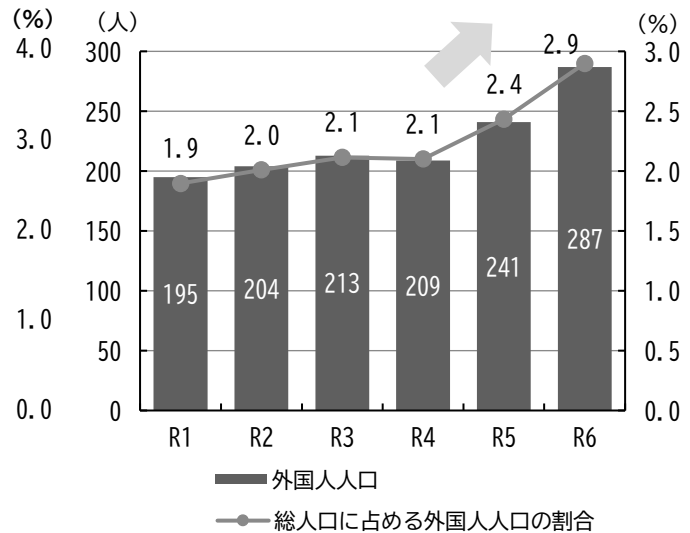
- ひとり親世帯の推移をみると、平成22年以降、50世帯以上で推移しています。
- 外国人人口の推移をみると、令和5年から令和6年にかけて46人増加しています。

■ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

■外国人人口の推移

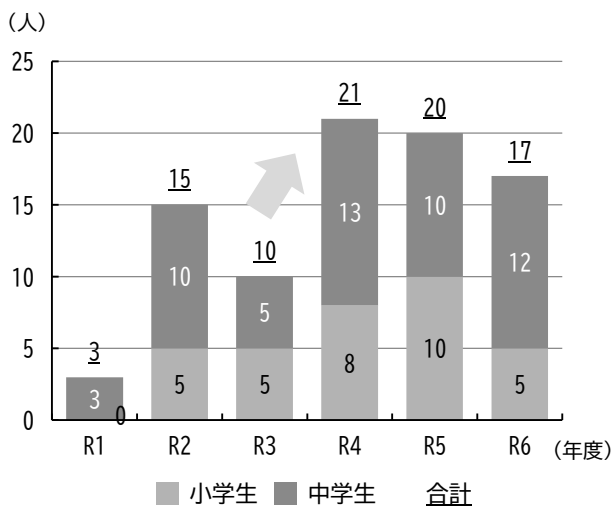


資料：統計で見る川辺町（各年4月1日）

- 不登校児童生徒数の推移をみると、令和元年度から令和2年度にかけて12人増加しており、令和4年度以降は20人前後で推移しています。

- いじめ認知件数の推移をみると、令和3年度から令和4年度にかけて9件増加しています。

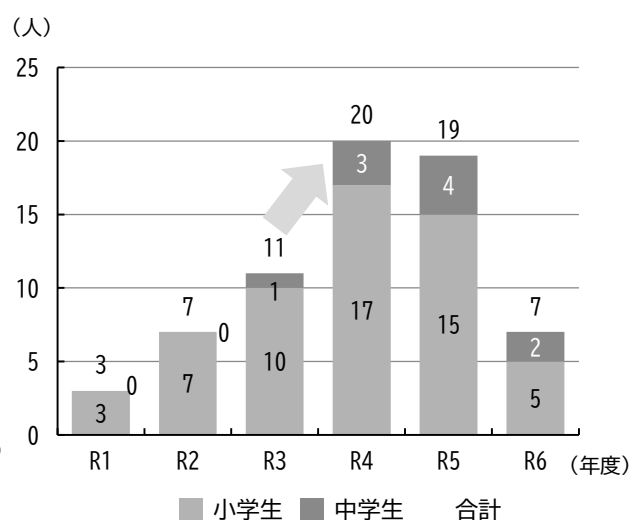
■不登校児童生徒数の推移



資料：川辺町教育委員会

※令和元年度から令和5年度：年度末時点の合計値  
令和6年度：9月1日時点の数値

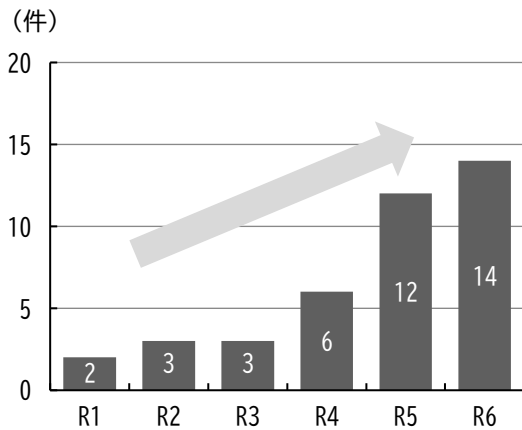
■いじめ認知件数の推移



資料：川辺町教育委員会

●児童虐待通報件数の推移をみると、増加傾向となっており、令和6年で14件となっています。

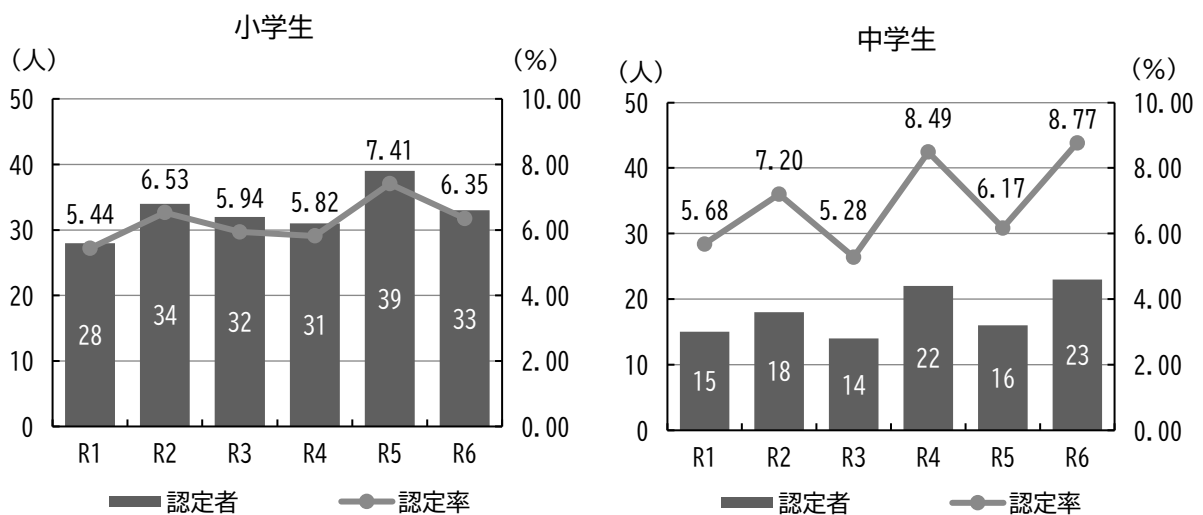
■児童虐待通報件数の推移



資料：川辺町教育委員会

●就学援助認定者数・率の推移をみると、令和6年で小学生は33人・6.35%、中学生は23人・8.77%となっています。

■就学援助認定者数・率の推移



資料：川辺町教育委員会

## (2) こども・若者等の意見

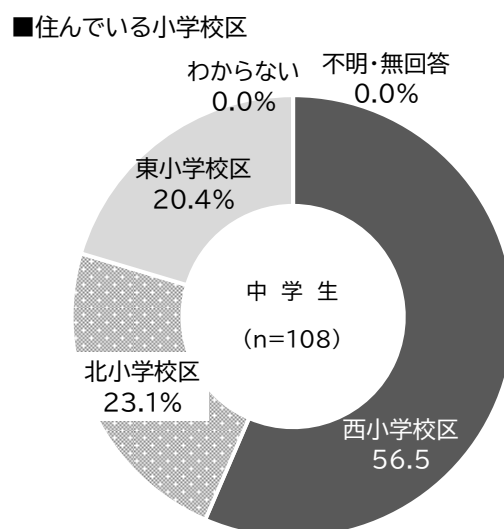
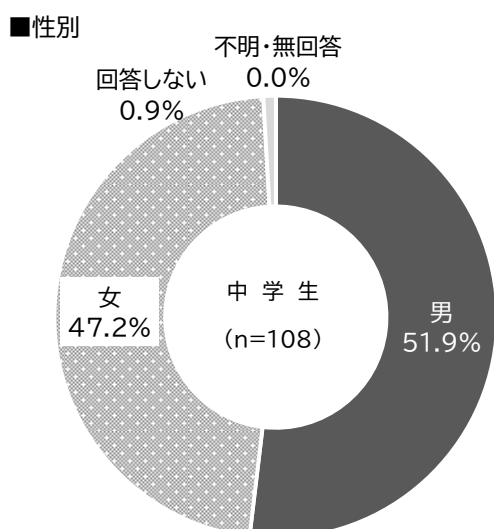
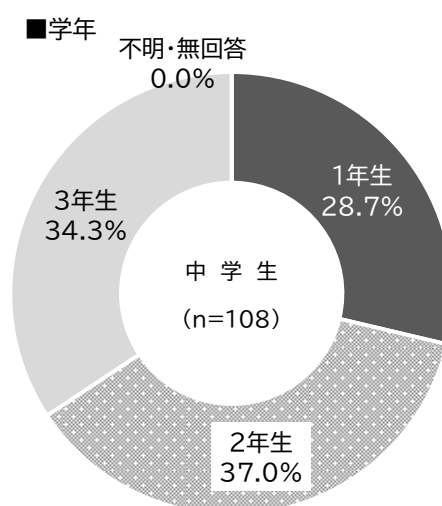
### 中学生アンケート調査結果

川辺町の中学生の生活や意識に関する状況・意見等を収集し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査の期間	令和7年7月7日～7月21日	調査の対象	川辺町在住の中学生全員		
調査方法	WEB回答フォームからタブレットまたはスマートフォンで回答				
配布数	262件	回収数	108件	有効回収率	41.2%

#### ① 基本情報

- 学年は、各学年それぞれ3割程度となっており、「2年生」の割合がやや高くなっています。
- 性別は、「男」が51.9%、「女」が47.2%と、ほぼ同数となっています。
- 住んでいる小学校区は、「西小学校区」が56.5%、「北小学校区」が23.1%、「東小学校区」が20.4%となっています。

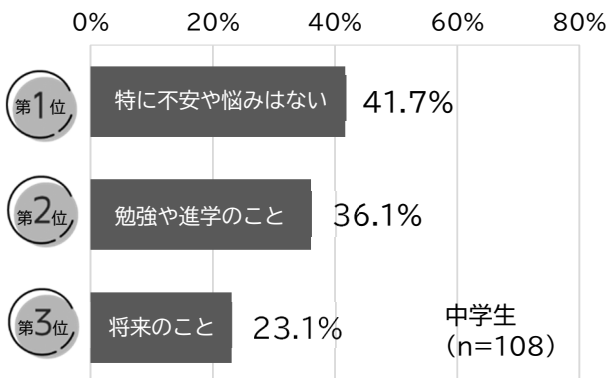


## ② ふだんの生活について

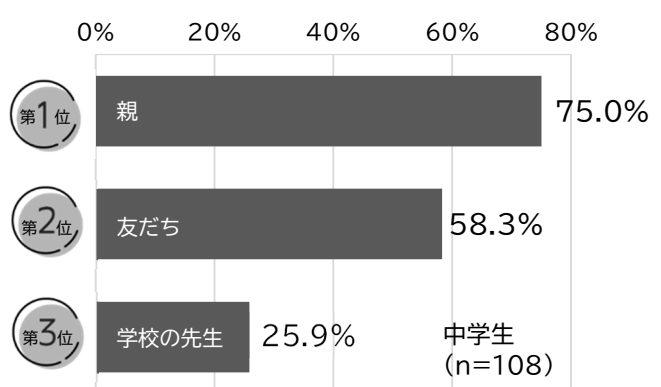
●悩んでいることや不安に感じていることは、「特に不安や悩みはない」が41.7%と最も高くなっていますが、「勉強や進学のこと」が36.1%、「将来のこと」が23.1%と上位に挙がっています。

●悩みや不安の相談先は、「親」が75.0%と最も高くなっています。なお、「誰にも相談したくない」が5.6%、「相談したいが、相談できる人や場所はない」が2.8%となっています。

■悩んでいることや不安に感じていること※上位3位



■悩みや不安の相談先※上位3位



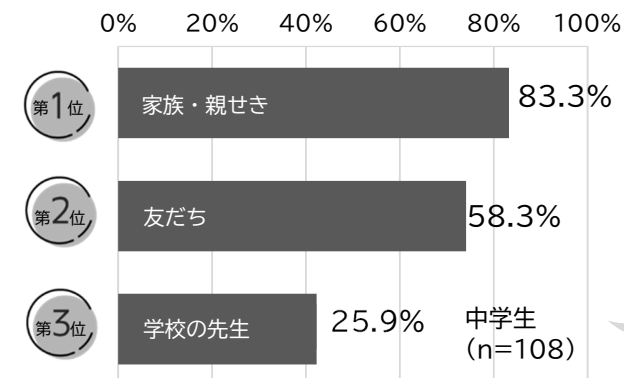
### その他の回答

- 誰にも相談したくない 5.6%
- 相談したいが、相談できる人や場所はない 2.8%

●困ったときに助けてくれる人は、「家族・親せき」が83.3%と最も高くなっています。

●一方で、「そのような人はいない」と回答した割合が0.9%とわずかですが、存在しています。ほかの自治体と比較すると低い傾向にあります。

■困ったときに助けてくれる人※上位3位



### その他の回答

- そのような人はいない 0.9%

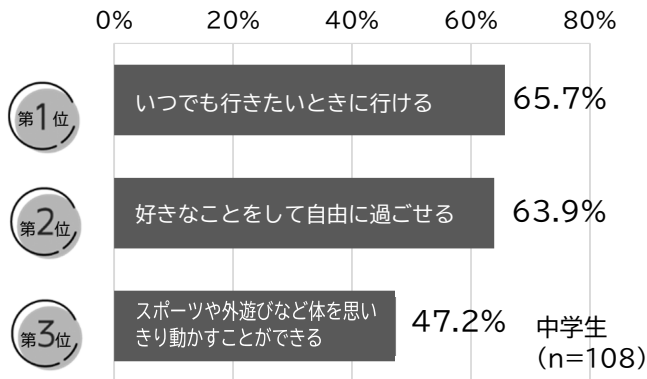
## 中学生の声

- 地域にあったらいいなと思う居場所は、「いつでも行きたいときに行ける」が65.7%と最も高くなっています。
- 具体的な居場所については、「気軽に歩いて楽しく過ごせる施設」「運動施設」などが挙げられています。

### ■地域にあったらいいなと思う場所※具体案

施設	
広くて安全な所	涼しく遊べる(過ごせる)場所
室内で遊べる場所	本屋ができてほしい
図書館以外で勉強や友達と会える場所	
映画館や室内で遊べるカラオケのような個室	気軽に行ける喫茶店やカラオケ
ショッピングモール	イオンみたいな遊べる場所
中高生が遊べる場所、スタバ、カラオケ、ショッピングモール、ファミレス	
図書館以外に、友達と一緒に勉強できる場所が少ない。中学生も、学校以外で友達と会ったり話をしたりできる場所があるとよい	
運動施設	
体育館、グラウンド	テニスコート
充実した体育館施設がほしい	バスケットコートや雑談ができる空間
陸上のトラックや野球、テニスなど様々なスポーツを合体した総合運動場をつくってほしい	
公共交通機関	
美濃太田駅行きのバスを増やしてほしい	電車の出入りを早くしてほしい

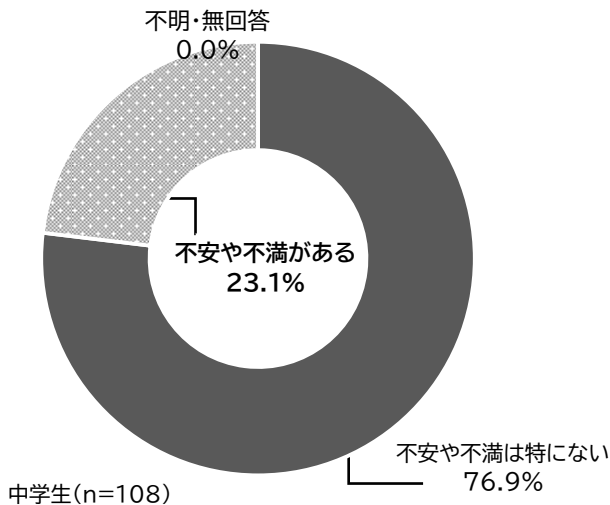
### ■地域にあったらいいなと思う居場所※上位3位



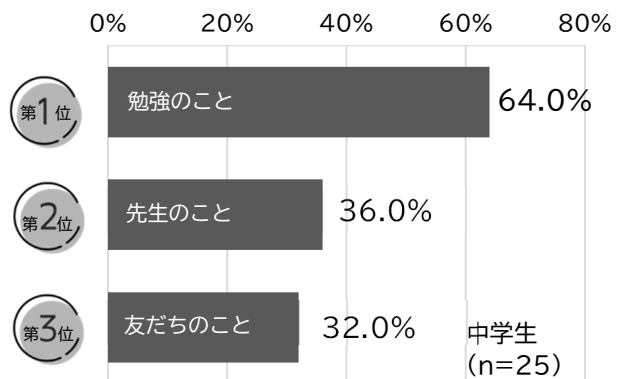
## ③ 学校生活について

- 学校生活の不安や不満の有無は、「不安や不満は特にない」が76.9%、「不安や不満がある」が23.1%となっています。
- 「不安や不満がある」と回答した人のうち、その内容は、「勉強のこと」が64.0%と最も高く、次いで「先生のこと」が36.0%、「友だちのこと」が32.0%となっています。

### ■学校生活の不安や不満の有無



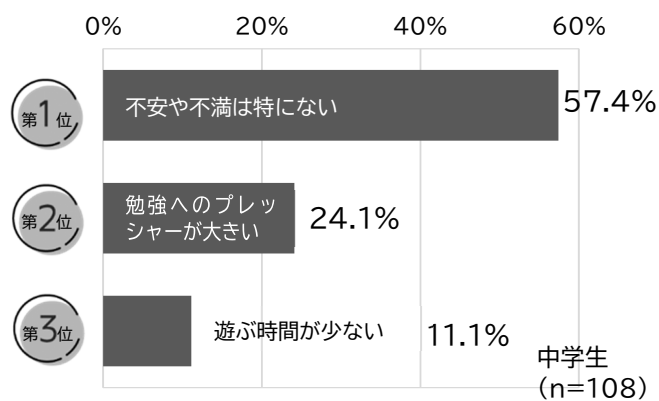
### ■不安や不満の内容※上位3位



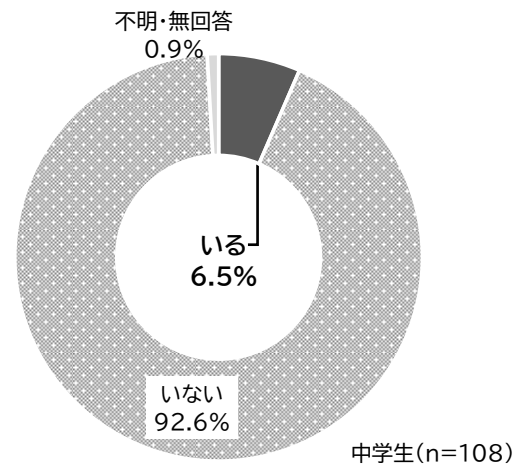
#### ④ 家庭について

- 家族との生活で不安や不満に感じていることは、「不安や不満は特にない」が57.4%と最も高くなっていますが、「勉強へのプレッシャーが大きい」が24.1%、「遊ぶ時間が少ない」が11.1%と上位に挙げられています。
- 家族の中に回答者自身がお世話をする人がいるかは、「いる」が6.5%、「いない」が92.6%となっています。なお、「いる」と回答した人のうち、お世話をすることで、学校を遅刻・早退したり、睡眠が十分にとれないといった声があります。
- ヤングケアラーという言葉の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が20.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が22.2%、「聞いたことはない（今回、初めて知った）」が57.4%となっています。

■家族との生活で不安や不満に感じていること※上位3位



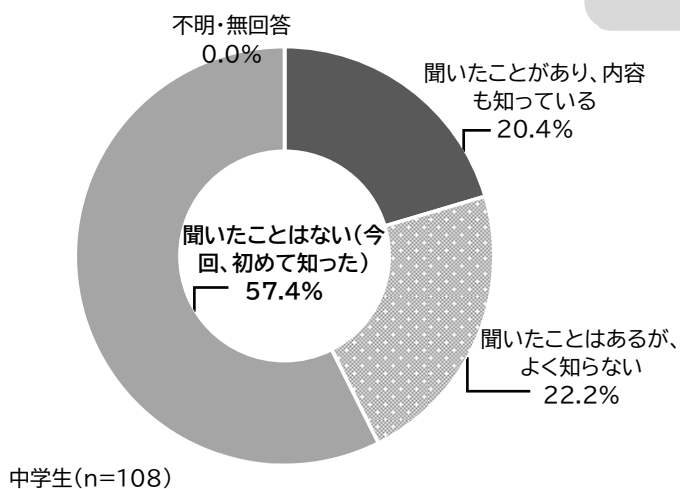
■家族の中に回答者がお世話をする人がいるか



「いる」と回答した人のうち、お世話をすることで経験したこと

- どうしても学校を遅刻・早退してしまう(1件)
- 睡眠が十分にとれない(1件)

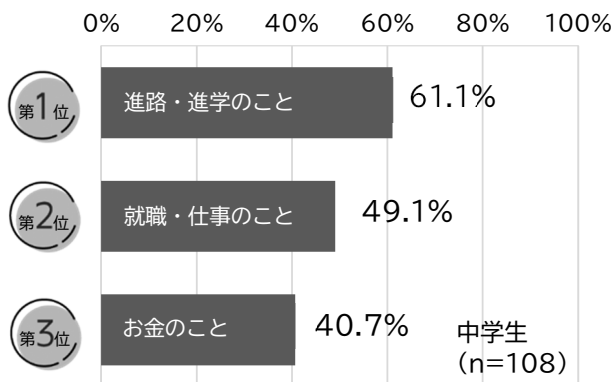
■ヤングケアラーという言葉の認知度



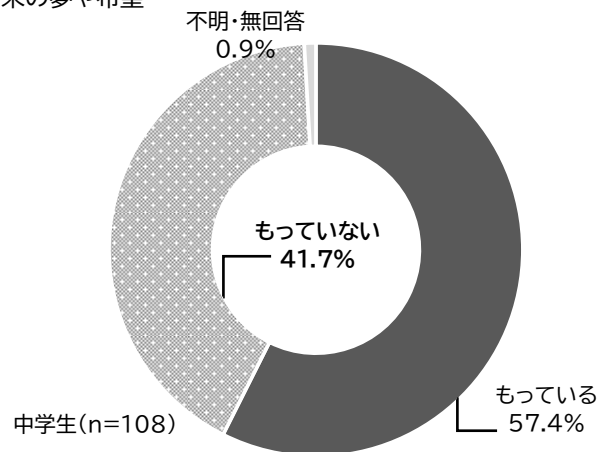
## ⑤ 将来のことや働くことについて

- 将来に対する不安は、「進路・進学のこと」が61.1%と最も高くなっています。
- 将来の夢や希望は、「もっている」が57.4%、「もっていない」が41.7%となっています。  
なお、国・県と比較して、川辺町は「もっている」の割合が下回っています。
- 結婚や子どもを持つことへの考えは、「結婚して子どもを持ちたい」が47.2%と最も高い一方で、「わからない」が38.9%、『子どもを持つつもりはない』（「結婚しても子どもを持つつもりはない」と「結婚しないし子どもも持つつもりはない」の合算）が13.9%となっています。

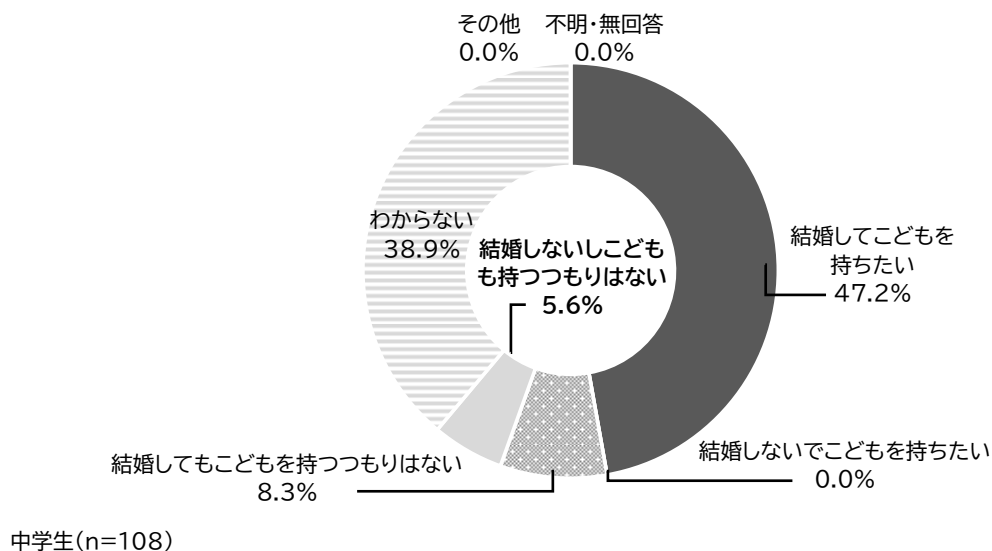
### ■将来に対する不安



### ■将来の夢や希望



### ■結婚や子どもを持つことへの考え

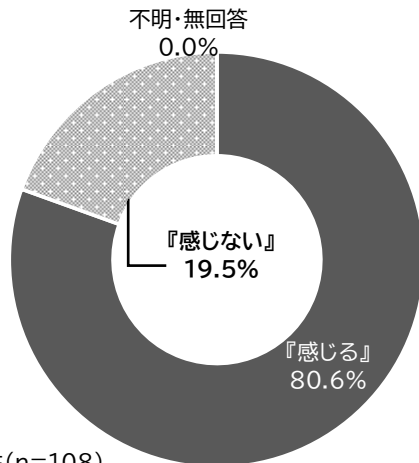


## ⑥ 地域とのかかわりについて

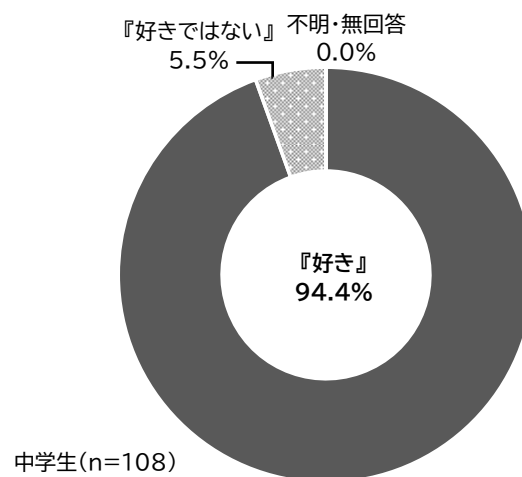
●地域の人に見守られていると感じるかは、『感じる』が80.6%、『感じない』が19.5%となっています。

●川辺町のことが好きかは、『好き』が94.4%、『好きではない』が5.5%となっています。

■地域の人に見守られていると感じるか



■川辺町のことが好きか



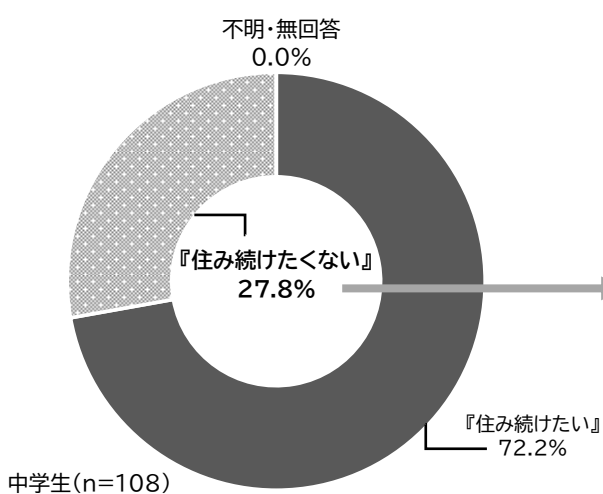
※『感じる』:『感じる』と『どちらかといえば感じる』の合算  
『感じない』:『感じない』と『どちらかといえば感じない』の合算

※『好き』:『好き』と『どちらかといえば好き』の合算  
『好きではない』:『好きではない』と『どちらかといえば好きではない』の合算

●川辺町に住み続けたいと思うかは、『住み続けたい』が72.2%、『住み続けたくない』が27.8%となっています。なお、『住み続けたくない』と回答した人に、どうすれば住み続けたいと思うか伺ったところ、居場所や娯楽施設の充実、まちの活性化・都市化、公共交通の充実等が挙げられています。

中学生の声

■川辺町に住み続けたいと思うか



※『住み続けたい』:『住み続けたい』と『どちらかといえば住み続けたい』の合算  
『住み続けたくない』:『住み続けたくない』と『どちらかといえば住み続けたくない』の合算

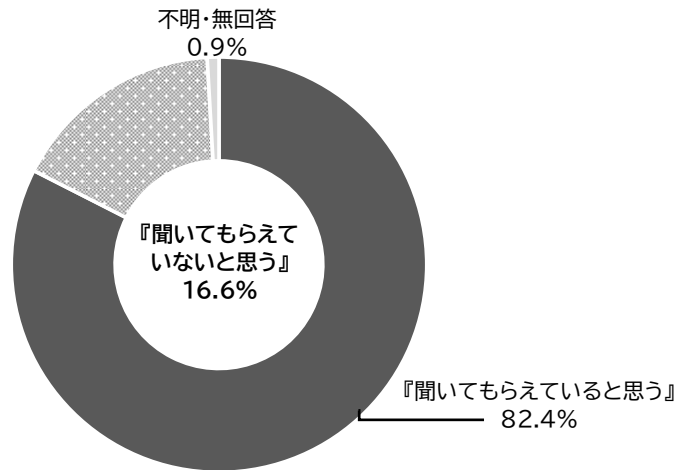
■どうすれば住み続けたいと思うか

居場所や娯楽施設の充実	
もっと遊ぶ場所を増やしたり、魅力的な観光スポット、若者に人気なものをつくったりする	
施設が充実したら住み続けたいと思う	
歩いてすぐ行けるようなお店がある	
まちの活性化・都市化	
都市化 [3件]	町が栄える
川辺町だけの特徴的なイベントや、物がある	
川辺町を都会にして人を増やして活気をよくする	
公共交通の充実	
もっと都会へのアクセスを良くする	
高速バスで都市部に行けるようにしてほしい	
交通機関が安定してくれたら	
その他	
別に何か増やしたり変えたりする必要はないと思う	
わからない [2件]	

## ⑦ こどもや若者の支援について

- こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うかは、『聞いてもらえていると思う』が82.4%、『聞いてもらえていないと思う』が16.6%となっています。

### ■こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか



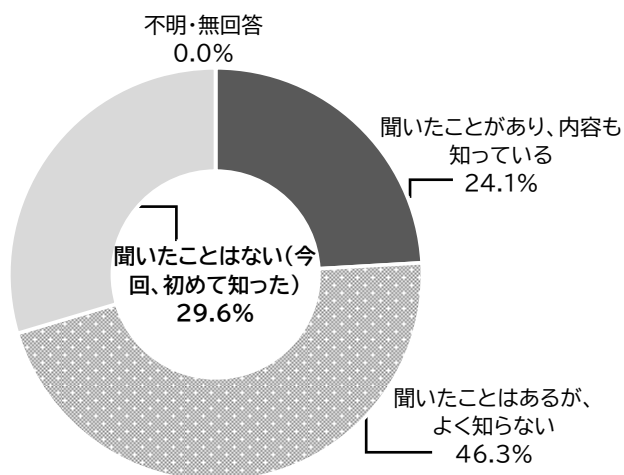
中学生(n=108)

※『聞いてもらえていると思う』:「聞いてもらえていると思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算  
 『聞いてもらえていないと思う』:「聞いてもらえていないと思う」と「どちらかといえば聞いてもらえていないと思う」の合算

- 「こどもの権利」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が24.1%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が46.3%、「聞いたことはない（今回、初めて知った）」が29.6%となっています。

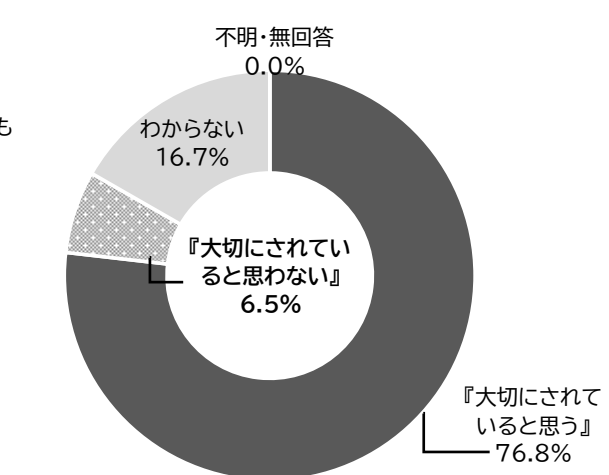
- 川辺町において「こどもの権利」が大切にされていると思うかは、『大切にされていると思う』が76.8%、『大切にされていると思わない』が6.5%、「わからない」が16.7%となっています。

### ■「こどもの権利」の認知度



中学生(n=108)

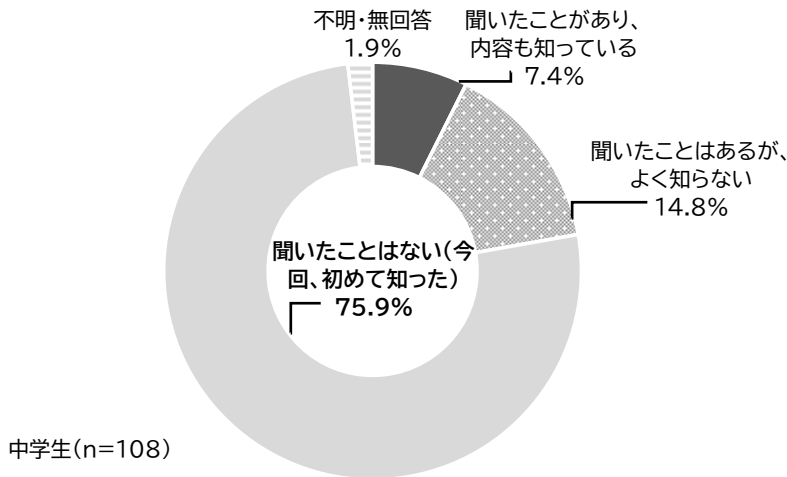
### ■川辺町において「こどもの権利」が大切にされていると思うか



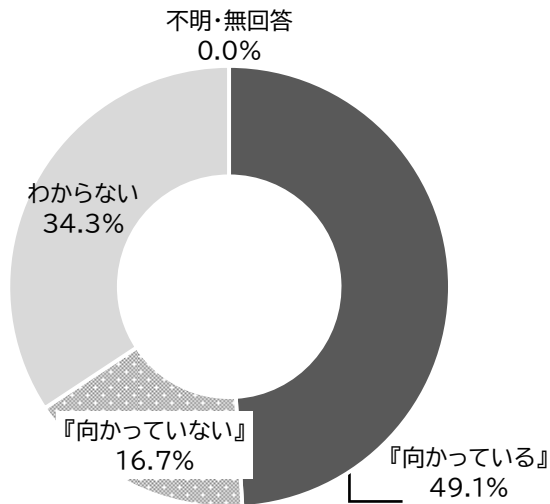
中学生(n=108)

- 「こどもまんなか社会」の認知度は、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 7.4%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 14.8%、「聞いたことはない（今回、初めて知った）」が 75.9%となっています。
- 川辺町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うかは、『向かっている』が 49.1%、『向かっていない』が 16.7%、「わからない」が 34.3%となっています。
- これからの川辺町に必要な取組は、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）」が 48.1%と最も高くなっています。

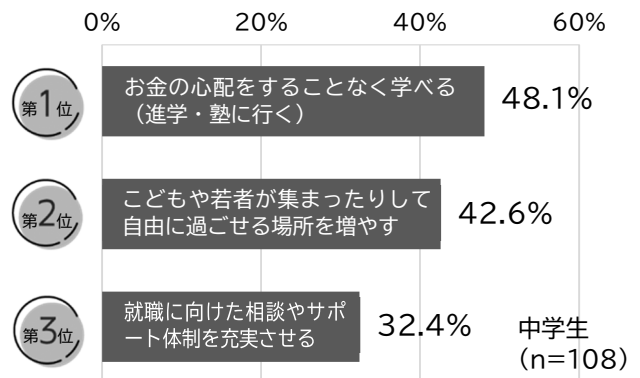
■「こどもまんなか社会」の認知度



■川辺町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると思うか



■これからの川辺町に必要な取組

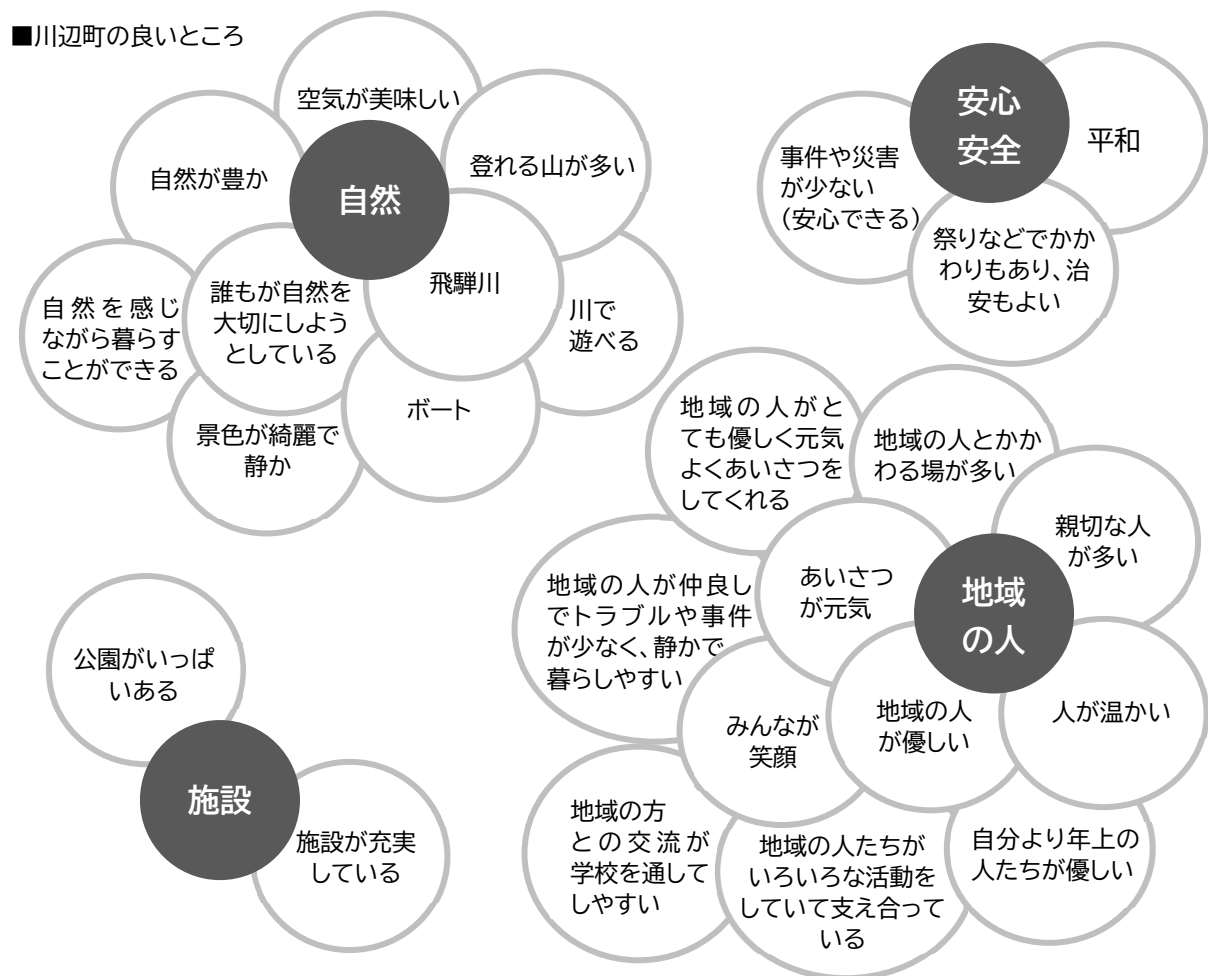


### ⑧ 川辺町の良いところ、こうなったら良いと思うところ

- 以下に、川辺町の良いところ、こうなったら良いと思うところについての自由回答結果をまとめています。
- 良いところは、「自然の豊かさ」「安心・安全な暮らし」「地域の人々の温かさ」などが多く挙げられています。
- こうなったら良いと思うところは、「遊び場や居場所の充実」「買い物や飲食などの施設の拡充」「公共交通の利便性向上」など、生活や活動の場を広げる意見が挙げられています。そのほか、まちの活性化や多世代交流、環境の保全などの意見もみられます。

#### 中学生の声

##### ■川辺町の良いところ



■川辺町のこうなったら良いと思うところ



## 支援者ヒアリングの結果

川辺町のこども・若者の支援にかかわる支援者に現場が抱える課題やこども・若者の状況等を収集することで、計画策定の基礎資料とすることを目的としてヒアリングシート調査を実施しました。

調査の期間	令和7年9月22日～10月10日
調査方法	郵送配布、郵送回収もしくはWEB回答
実施団体	主任児童委員／未来塾／川辺町西児童クラブ／児童クラブ／川辺町児童館／加茂郡教育研究所／かわべこども食堂／とうのうこどもキッチン

### ① 活動を通じた気づきについて

■支援活動の中で、こども・若者の様子や困っていると思うこと

項目	具体的な内容
家庭の環境について	母親への働きかけが難しい。多忙であり、こどもへの関心が薄く、養育が祖父母任せであり、父親への働きかけはまったくできていないと思われる。
	現在の生徒の家庭環境がいまいちわからない。
	毎日利用している子で、平日に父の休みもあるだろうと予測されるのに、母しか迎えに来ない、もしくは父がいつもの時間より早く迎えに来る。子が家に下校する経験がない。そして母ばかりに子の世話が偏っていないか心配になる。
	日々の言動に波があり、周りの人に対しての暴言などがみられる子がおり、家庭環境の変化が愛情不足によって不安定になっているように思われる。
	家庭環境の実態が分からないので、どの子も同じように対応したらよいか難しい。例えば、母子・父子家庭、保護者の仕事の内容、貧困の差、兄弟姉妹の実態、保護者のこどもに対する指導の在り方など。
	家庭内の課題への支援の難しさがある。
	家庭の環境により、放課後ひとりで留守番などを行っているこどもたちがいると思う。送迎などがいないため、学習支援やこども食堂につながらないという声を聞く。
家庭内にゆとりがなく、貧困傾向の乱雑な家庭環境の中で生活している。	
虐待について	保護者の仕事が夜の仕事であり、夏休みや土曜日の場合、昼食が用意できていないことがあると該当のこどもから聞いた。
ひきこもりや不登校について	学校から不登校児童の情報は得ているが、具体的な支援のために中まで入ることができず、気になっている。
貧困について	貧困傾向であるため、食生活習慣が身につけていない。
障がいについて	障がいにはいろいろあるが、どの子がどんな障がいを持っているかわからない。それが分からないと支援員も適切な指導援助ができない。
性犯罪・性暴力について	産まれた時から、良くも悪くもスマホとYouTubeに囲まれている世代。SNSなどで自らの情報を晒してしまい、性犯罪等に巻き込まれるといったニュースを見聞きしました。

■厳しい状況に置かれている子ども等に不足していると考えられるもの

具体的な内容

子どもの家庭状況等が把握できても一時的な支援では状況の改善は難しいと考えられるので、継続的支援が必要。

家庭内に悩みを抱えていても、信頼できるおとなや相談機関が身近にない子ども・若者が多く見られるため、学校以外にも安心して話せる場所や支援者の存在が必要。

仕事のことだけでなく、利用者児童はもちろんきょうだい児の世話や親以上世代の世話、習い事等、毎日慌ただしさを感じる保護者が多いように思うため、保護者のゆとりが不足していると考ええる。

保護者の子どもに対する指導が適切でない場合、はけ口として児童館での遊びの中で子どもから不適切な言動が生じることが多く、保護者の子どもへの適切な指導の在り方を啓発していく必要がある。

ひとり親で経済的に苦しい家庭では、夕方も親が不在のことが多く、学童後は、子どもが幼いきょうだいの面倒を見ている。夕方にも支援できる方法があると良い。

悩みを抱えていたり、相談する人がいない保護者の方の中には、気持ちに余裕がなく、子育てに関する情報や相談する機関、居場所などの情報を自ら収集される方が少ないと思う。ボランティアではなかなか支援が必要な方を把握しきれないので、子どもや保護者の支援に関わっている機関で、連携できるようになるといい。

個人的に見聞きする範囲では、非常に困窮している家庭がどうこうというよりは、経済的不安感が蔓延しているせいか、これまで一般家庭と表現されていたような家庭でも経済的支援を求めている。

障がいがあり、登校できる子どもは、学校が保護者との連携を進めているが、保護者が夜遅くなる場合の支援が必要。

経済的に厳しい家庭では、制服・教材・塾などの費用が負担となり、進学や学びの継続に差が生まれている。現物支給や補助制度のさらなる充実が求められている。

親同士の連携不足。

経済的に生活が苦しい家庭の子どもが病気になったときに、保護者は他に頼る人がいないため、仕事を休まなくてはならない状態になる。安心して働ける仕組みがあるといい。

子どもたちの置かれている家庭状況について、子ども家庭センターでのさらなる状況把握が必要。対応できる職員を増やす必要もある。

行政との関わりの薄さ。

子育てがいっぱいいっぱいになると、相談したりする余裕もなくなる保護者の方もみえる。電話で相談を予約したり、相談するために仕事を休んだりしなくてはならないと思うと、相談に結びつかず孤立することも考えられる。電話をすることに踏み出せない方もみえる。気軽に時間にしばられず相談できる、つぶやけるといいと感じる。

## ② 悩み・相談について

### ■こども・若者の困りごと、悩みごとの内容

項目	具体的な内容
家庭環境に関する悩み	家庭にすることが息苦しく、家にいたくない。 父親と母親の関係。
学校や交友関係に関する悩み	忘れ物やなくしもの・宿題のノートがない。 学習面、友人関係について。

## ③ 町の取り組みについて

### ■支援活動をより充実させるために求める協力・支援

項目	具体的な内容
川辺町への希望・要望	高校生になると、祖父母が遠くの高校へ送迎をしている姿をよく目にする。 (ex. 八百津・東実等) 私立学校は送迎バスがあるが、交通が不便な地域に通う高校生を一括して、他市町村と連携したバスで送迎できないか。
	未来塾の利用をもっと増やす方法を考えてほしい。
	町内に放課後等デイサービスをつくってほしい。
	支援が必要な子を継続的に見守れるような機関があると良い。
	児童館の正規職員の増員。
	町で不登校児童生徒を受け入れられる体制を整える。
地域の人たちに協力を求めたいこと	必要な世帯へこども食堂を紹介していただきたいです。
	青少年育成等は、福寿会等と連携してこどもたちを見守ってくださるので、情報交流を進める場を持っていくとよい。
	現在、おもちゃ病院を受け持ち業務等の事務局的な仕事や会場の提供をしているが、それを児童館から切り離し、地域の方にお任せしたい。
	家庭への支援。 スポット参加でも良いので運営側としての参加。

## (4) こども・若者等を取り巻く課題

○統計資料、こども・若者へのアンケート調査、支援者へのヒアリングシート調査等の意見をもとに、本町のこども・若者を取り巻く主な課題を整理しました。

### 課題1 こども・若者が地域や社会に参加しやすい雰囲気づくり

- 中学生アンケート調査によると、「こどもの権利」の内容を知っている人は、約2割となっています。また、「こどもの権利」が大切にされていると思う人は、約8割となっている一方で、大切にされていると思わない人は6.5%、わからない人は16.7%となっています。
- 本町の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえていないと思う人の割合は、約2割となっています。

○こども・若者が「意見を聞いてもらえている」と感じられる意見聴取の工夫やフィードバック、こども・若者の多様な居場所づくりなど、地域全体でこども・若者を育てる環境整備が必要です。

○そのためには、「こどもの権利」「こどもまんなか社会」などの考え方を、こども・若者だけでなくおとなにも浸透させ、本町のすべてのこども・若者が「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が求められます。

### 課題2 妊娠から出産、こどもから若者までの切れ目ない支援

- 中学生アンケート調査によると、ふだんの生活で悩みや不安に感じていることが、勉強や進学のこと、将来のことが高くなっています。相談先としては、親、友だち、学校の先生などが挙げられている一方で、誰にも相談したくない人や相談したいが相談できる人や場所のない人が一定数います。
- 統計データによると、核家族世帯や共働き世帯の増加がみられ、今後、保育やこどもの預かり等に関するニーズも変化していくことが見込まれます。
- 出生数が減少しており、アンケート調査では結婚やこどもを持つことを希望しないこども・若者が一定数存在しています。

○成長過程に応じて悩みやニーズは変化するため、対象・段階に応じた適切な支援体制の充実を図る必要があります。

○希望する人が安心してこどもを産み、育てることができるよう、妊娠・出産・子育てを通してあらゆる相談や不安を受け止め、子育て当事者に寄り添いながら、ライフステージを通して切れ目なく継続的に行う支援が求められます。

### 課題3

## 困難な状況に応じたきめ細やかな支援

- 統計データによると、外国人人口が増加しています。
- 統計データによると、いじめや不登校などの問題を抱える児童生徒が令和3年度から令和4年度で急増しています。また、児童虐待通報件数は年々増加しています。
- ひとり親世帯や就学援助認定児童生徒数は増減しながら推移しており、経済的に困窮しているこどもは一定数存在します。
- 中学生アンケート調査によると、家族の中にお世話をしている人がいるこども・若者のうち、学業等に支障が出ているこども・若者がわずかながらも存在しています。また、「ヤングケアラー」の言葉の内容を知っている人は、2割台となっており、当事者であるこども本人の自覚のないことが懸念されます。

○生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを保障するため、世帯の経済的な困難さや家族介護の状況が、こどもの学業、進学、心身の健康、社会性の育成等に影響を及ぼすことを防ぐ必要があります。こどもの家庭環境をきめ細かく把握し、経済的支援、教育環境の工夫、周囲の理解を高めることが必要です。

○心身、家庭や学校の状況など、様々な要因が起因する困難に直面しているこども・若者とその家族に寄り添い、ケースや状況に応じてきめ細かく支える取り組みが重要です。

### 課題4

## こども・若者の成長と挑戦を応援する地域づくり

- 統計データによると、本町の人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。
- 中学生アンケート調査によると、本町の定住意向について『住み続けたくない』と回答した人が、約3割となっています。なお、住み続けるためにまちに求めることとして、居場所や施設等の充実、まちの活性化・都市化、公共交通の充実等が挙げられています。

○「こどもまんなか社会」を目指す上では、こども・若者一人ひとりの自己肯定感と他者と協力しながら未来を切り拓く力を育成することが求められます。

○学校教育、多様な体験活動、社会とつながる場等を様々な分野の関係機関との継続的な連携で進めることが重要です。

○こども・若者自身が自分たちで地域の居場所（いわゆるサードプレイス）をつくったり、地域活動に参加したりする取り組みがより一層求められます。

**第3部**  
**未来ビジョン編：**  
**こども計画が目指すこと**

# 1 川辺町こども計画が目指すまちの姿

## (1) 基本理念

基本理念とは、本計画の根幹となる考え方や、町が大切にしたい価値観を示すものです。

「第3期川辺町子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念として「すべての子どもが、みんなの手で、健やかに育まれるまち、『川辺』を掲げ、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

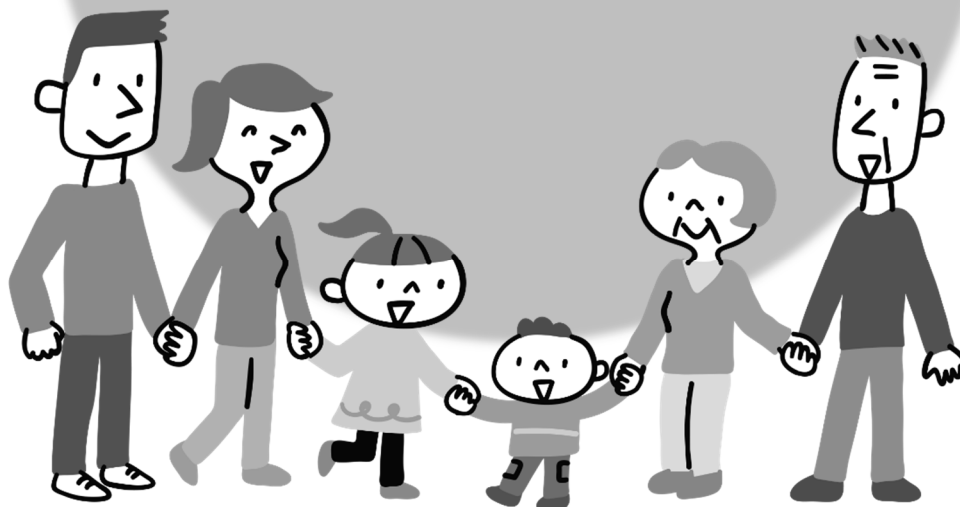
本計画では、この基本理念の方向性を継承しつつ、国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな基本理念を設定します。

### 基本理念

すべてのこども・若者が、みんなの手で、

健やかに育まれる

こどもまんなか かわべ



## 2 重点目標

本計画では、計画期間において、重点的に取り組む施策を重点目標として設定します。

重点目標では、本町がこれまでに取り組んできたことや今後のこども・若者や子育て家庭のニーズを踏まえ、こども・若者や子育て家庭がより暮らしやすいまちにするため以下の3つに取り組みます。

### 重点1 こども・若者の育ちを支える地域のつながりと居場所づくりの充実

家庭・学校に加えて、地域の多様な資源を活かした居場所づくりや体験の機会を充実させ、こども・若者の社会的成長を地域全体で支える体制づくりを進めます。

主に進めていく取り組み

こども食堂の運営支援／部活動の地域展開／ふるさと学習の推進／児童館活動の推進／中央公民館図書室の学習スペースの設置

### 重点2 こどものまなびと学校環境の質向上

学校教育の充実、学習支援体制の強化、通学環境の安全確保を通じて、こどもが安心して学び成長できる学校づくりを進めます。

主に進めていく取り組み

学校支援員の配置／英語指導助手（ALT）の活用／ICT教育の推進／下校支援車両の運行／いのちの授業の実施／学校トイレの生理用品提供

### 重点3 妊娠・出産から乳幼児期までの切れ目ない子育て支援

妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築し、子育て家庭の不安軽減と経済的負担の緩和を図り、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めます。

主に進めていく取り組み

地域子育て相談機関の充実／こども家庭センター事業／妊婦のための支援給付／産後ケア事業／子育てきずなLINEの運用／第2子以降の保育料無償化／こども園おむつ無償化

# 3 施策体系

こども基本法において、「市町村子ども計画」はこども大綱を勘案しながら、計画を定めることとされているため、本計画は、こども大綱が示す3つの重要事項に沿って、こども・若者、子育て支援に係る施策を推進していきます。

## 1 ライフステージを通じた重要事項

…こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を行う



- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

## 2 ライフステージ別の重要事項

…こどもの誕生前からライフステージ特有の課題に対して取り組む



こどもの誕生前  
から幼児期まで

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

- ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実



学童期・思春期

### (2) 学童期・思春期

- ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ② 居場所づくり
- ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実
- ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ⑤ いじめ防止
- ⑥ 不登校のこどもへ支援
- ⑦ 校則の適正な見直し
- ⑧ 高校中退の予防、高校中退後の支援



青年期

### (3) 青年期

- ① 高等教育への支援
- ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③ 結婚を希望する方への支援
- ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

## 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

…子育て当事者が健康でゆとりをもって、こどもと向き合えるよう支援を行う



- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進
- (4) ひとり親家庭への支援



# 第4部

## 実践編：施策の展開

# 1 ライフステージを通じた重要事項

## (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### ① こども・若者へのこども基本法の周知

こどもの権利を周知するとともに、こどもとの対話を促進するなど、こどもの権利を保障する具体的な活動を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	事 業 内 容	担 当 課
こども計画の策定及び周知	法令等に基づきこども計画を策定するとともに、こども用冊子（概要版）などを用い、その内容の周知を図ります。	教育支援課
こどもの権利の周知	いのちの授業、人権教室などの機会を通じ、児童生徒に対し、こどもの権利やSOSの出し方などを伝えていきます。	教育支援課

### ② こども基本法やこどもの権利に関する社会機運の醸成

こども・若者が関わるおとながこどもの権利について理解を深め、こどもが一人の個人として尊重される存在であることを意識できるよう、町民全体に対する人権活動を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	事 業 内 容	担 当 課
こどもの人権尊重の啓発推進	学校、こども園、青少年育成町民会議、人権擁護委員、その他関係団体が連携を図り、こどもの人権尊重に関して総合的に支援します。また、家庭教育講演会の開催により家庭への啓発を強化します。	教育支援課

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### ① 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成、定着

こどもが学びを深め、社会で生き抜く力を得られるよう、講座やイベントなどを通じて多様な体験活動や遊びの機会をつくります。

具体的な取り組み

取り組み	事業内容	担当課
こどもの居場所づくり	学習支援や児童館、子ども会、部活動の地域展開、こども食堂等、居場所の支援につながる事業拡大を図ります。特にこども食堂事業の充実のため、運営助成事業を継続的に実施します。	教育支援課 生涯学習課
読書活動の推進	読書活動推進計画を基に、こどもたちが本に親しむ機会を増やします。	生涯学習課 教育支援課
学校教育の推進	「あらたまプラン」に基づき、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを推進します。また、本町の特色を生かした、里山登山、カヌー教室、ボート体験などを通じて、教育の充実や郷土愛の醸成を図るほか、一人一台のタブレット端末やデジタル教科書の活用など情報教育を推進します。	教育支援課
こども園での教育・保育の充実	教育・保育内容の充実と保育教諭の資質向上に努めます。	教育支援課

### ② こどもまんなかまちづくり

こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進し、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や地域住民との交流機会を生み出す空間づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

取り組み	事業内容	担当課
定住促進助成金	川辺町内に住宅を新築、もしくは建築後3年以内の住宅を取得し、入居された方に助成金を交付します。	企画課
こどもの居場所づくり 【再掲】	学習支援や児童館、子ども会、部活動の地域展開、こども食堂等、居場所の支援につながる事業拡大を図ります。特にこども食堂事業の充実のため、運営助成事業を継続的に実施します。	教育支援課 生涯学習課

### ③ こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、個々の長所を伸ばし、活躍できるよう、異文化や多様な価値観、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育等を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
学校教育の推進【再掲】	「あらたまプラン」に基づき、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを推進します。また、本町の特色を生かした、里山登山、カヌー教室、ボート体験などを通じて、教育の充実や郷土愛の醸成を図るほか、一人一台のタブレット端末やデジタル教科書の活用など情報教育を推進します。	教育支援課
キャリア教育の推進	小学校での職場見学や農漁業体験、中学校での職場体験など、地域で営まれている労働を実際に体験することを通じて、働くことの意義と地域への理解を深める体験活動の充実に努めます。	教育支援課
英語指導助手（ALT）の活用	各校にALT（英語指導助手）を配置するほか、海外の学生とオンライン交流をするなど、英語学習の質の向上を図ります。	教育支援課
中学生ダボ市派遣	ダボ市（オーストラリア）に中学生を派遣し、現地の文化や生活を体験することで国際感覚を養います。	教育支援課

### ④ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

こども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習を充実します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
男女共同参画意識の醸成	こども園や学校等において、男女がそれぞれの特性を認め合い、人間として平等に扱う男女平等教育の推進と、家庭における男女平等教育の促進、育児環境への配慮を保護者へ働きかけます。	教育支援課
男女共同参画社会の理念の普及	男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、こども園等においての保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発を行います。	企画課

### (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

#### ① プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

男女ともに性や妊娠、健康に関する正しい知識を身につけ、妊娠前からの健康管理を促すプレコンセプションケアを推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
思春期教育の推進	情報伝達手段の発達に伴い、性に関する誤った情報が氾濫しています。こどもたちが、エイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため適切な性教育を推進します。また、女性自身が自分の身体について知り、自己決定をしていくため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が定着するよう啓発に努めます。	健康福祉課 教育支援課
子育てきずなLINEの運用	妊娠期から子育て期にかけて、保護者へ「安心・つながり・たのしみ」を届けるLINEを配信し、孤育てや産後うつ、児童虐待の予防に努めます。	教育支援課

#### ② 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、医療費の助成や自立のための相談支援や就労支援等を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
医療的ケア児支援	医療的ケア児の通園希望に適切に対応できるよう、体制整備に努めます。	教育支援課 健康福祉課
乳幼児医療費の公費負担制度の継続	18歳の年度末までの児童等、医療費の公費負担を継続し、児童らの健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	住民課

## (4) こどもの貧困対策

### ① こどもの学びと育ちの支援

こどもが家庭の環境に左右されることなく学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感につながる体験機会を提供します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助	経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費、修学旅行費等の必要な費用を援助します。	教育支援課
こどもの学習支援事業	要保護・準要保護家庭、ひとり親世帯、学習塾に通っていない中学生を対象に「地域未来塾」を開催し、生徒の学習支援に努めます。	生涯学習課

### ② 家庭の生活安定と自立支援

貧困を抱える家庭に対し、生活費や住居、就労支援など包括的なサポートを推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、就労支援等の包括的な支援を行い、早期の経済的自立を図ります。	健康福祉課
町営住宅の運営	町営住宅を運営管理し、経済的に困窮している方にも優良な住宅環境を提供します。	基盤整備課
地域子育て相談機関の充実	川辺町子育て支援センターをすべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関として定め、こども家庭センターと連携を強化し、相談体制の一体化を図ります。	教育支援課
こども家庭センターによる支援	多様な子育て支援環境に対応するため、相談を受けてサポートプランの作成を行うなど支援の充実を図ります。	教育支援課

### ③ 社会全体で支える環境づくり

貧困家庭にあるこども・若者が孤立しないよう、社会全体で、貧困家庭への理解を深めるための周知啓発活動を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
こどもの貧困に関する周知啓発	国等のリーフレットやこども基本法の趣旨に基づく本計画の周知、町公式ホームページやSNS等を活用して広く情報発信することで、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。	教育支援課

## (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

### ① 保育・教育支援の充実

障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
地域療育のためのネットワークの充実	保健センター、おおぞら教室、こども園と緊密に連携し、対象児の早期発見・早期対応に努め、必要な支援につなぎます。	教育支援課 健康福祉課
障がい児等保育の推進	障がいのある児童や外国籍児童などが、こども園で安心・安全に過ごせるよう、必要な加配保育士の配置や研修受講等を行い、保育の質向上を図ります。また、今後、医療的ケア児を受入れできるよう、必要な体制整備を進めます。	教育支援課

### ② 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
医療的ケア児支援【再掲】	医療的ケア児の通園希望に適切に対応できるよう、体制整備に努めます。	教育支援課 健康福祉課

## (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### ① 児童虐待防止対策等の更なる強化

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。また、こども達自らが性被害を防ぎ、安全に過ごすための教育を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐように努めます。	教育支援課
子育て短期支援事業の実施	保護者が疾病・育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かります。	教育支援課
被虐待児童の早期発見	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、個別ケース検討会議等あらゆる機会を活用するとともに関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。	教育支援課
子ども家庭支援センター「とも」との連携支援	子ども家庭支援センター「とも」と連携し、保護者がこどもの特性や行動を理解し、より良い関わり方を学ぶためのペアレント・プログラムを実施します。	教育支援課
中学校保健体育	保健の授業において、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるよう指導します。	教育支援課

### ② ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの問題は、本人や家族に自覚がない場合も多いため、関係機関が連携して早期に発見・把握し、こどもの意向に寄り添った支援を行います。家庭全体を視野に入れたアセスメントにより、ケア負担の軽減・解消を図ります。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
ヤングケアラー関係機関との連携	ヤングケアラーの早期発見・把握を行うとともに、必要な支援につなげることができるよう、福祉・介護・医療・教育等の関係者間の情報共有を推進します。	教育支援課

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
教職員等への啓発	ヤングケアラー早期発見のため、日頃から子どもと長い時間を過ごす教職員等がヤングケアラーについての理解を深め、適切な支援へつなげるよう啓発や情報提供に努めます。	教育支援課
子育て世帯訪問支援事業 【再掲】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐように努めます。	教育支援課

## (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### ① こども・若者の自殺対策

こども・若者が自殺に追い込まれることがないように、生きることを支える包括的な支援を推進します。

具体的な取り組み

取 組 み	取 組 み 内 容	担 当 課
精神的な不安や悩みを持つ 児童生徒への対応	QU検査やアンケートを通じて、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、スクールカウンセラーや教育相談員、教育委員会内の「教育相談電話」等を通じて、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制を整えます。また、あすなる教室と連携し、児童生徒の居場所の確保や復学を進めていきます。	教育支援課
いのちの授業の実施	小学1年生から中学3年生までを貫く体系的なプログラムで命の尊さやかけがえのなさを学習し、互いを思いやる心を育みます。また、今後は対象を幼児期まで広げ、自分と他者を大切にすることを育みます。	教育支援課

### ② こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

こどもが安全・安心にインターネットを利用できるよう、情報リテラシー習得の支援や保護者への啓発等を行います。

具体的な取り組み

取 組 み	取 組 み 内 容	担 当 課
情報モラル教育の充実	いじめやトラブルの要因となり得るスマートフォン、メール、SNS等の利用に対応できるよう、情報モラル教育を充実します。道徳の授業や長期休暇前の学級活動などを通じてメール、LINEの使い方、課金や詐欺、闇バイトへの注意喚起などを行います。また、関係団体の協力を得て、家庭や地域への波及に努めます。	教育支援課

### ③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

こども・若者が性被害に遭わないよう、加害防止や相談・被害申告のしやすい環境整備、被害当事者への支援、継続的な啓発活動を総合的に進めます。

具体的な取り組み

取 組 み	取 組 み 内 容	担 当 課
中学校保健体育【再掲】	保健の授業において、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるように指導します。	教育支援課
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等に対し、見舞金の給付や、警察等の関係機関と連携し支援を行います。	総務課

#### ④ 事故、災害から子どもを守る環境整備

こどもの生命と安全を守るため、防犯・交通安全、防災対策を進めます。また、子ども・若者が自らと他者の安全を守れるよう、発達段階に応じた安全教育や保護者への周知啓発を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
交通安全対策の充実	子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、こども園、学校等との連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。さらに、中学校入学時にヘルメットを支給します。	教育支援課 総務課 基盤整備課
通学路の安全確保	通学路交通安全推進協議会において、年に1度通学路合同点検を行うほか、防犯カメラの設置を推進します。また、防犯パトロール（見守り隊）やこども110番の家など地域の協力を得て、継続的に通学路の安全確保を図ります。	教育支援課 総務課 基盤整備課
下校支援車両の運行	夏場の熱中症対策として、遠方に居住する児童を対象に、下校時に車両による送迎を実施し、下校時の安全確保と児童の心身への負担軽減を図ります。	教育支援課
防災の推進	学校等の施設の防災力を高められるよう、資材の備蓄や施設の点検・整備を行います。また、防災訓練等を通じて、子どもたちの防災意識を高めます。	教育支援課 総務課

#### ⑤ 子ども・若者の非行防止と自立支援

子ども・若者の非行防止や、罪を犯した人への理解促進のための周知啓発を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を促進するため、町内小中学校や店舗での啓発活動や広報媒体への掲載、横断幕の設置、イエローライトアップ等を実施します。	住民課
青少年巡回	青少年の非行・犯罪を未然に防止し、被害者にも加害者にもさせないため、巡回活動を実施します。	生涯学習課 住民課 (保護司関係)

## 2 ライフステージ別の重要事項

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

#### ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や、相談体制の強化を図ります。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
妊婦健康診査の実施	妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図ります。また、産婦健康診査、1か月児健康診査、新生児聴覚検査にも費用の助成を行い、出産後の母子の健康をサポートします。	健康福祉課
産後ケア事業	出産後、自宅または委託施設で、助産師によるこどものケアや授乳指導等の母親のケア、育児相談等を行います。	教育支援課
こども家庭センター事業	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じてサポートプランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。また、利用者支援事業として教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を総合的に行うとともに、こどもや保護者が、円滑に各種サービスを利用できるようにします。	教育支援課
妊娠・出産に向けての相談・講座	母子健康手帳の交付時に、妊婦に対して健康相談を行います。また、妊娠中期の妊婦に対してアンケートを実施して妊娠期の心配ごとを把握するとともに、妊婦学級で出産に向けての講話と産後の子育て支援について紹介します。	教育支援課 健康福祉課
障がいの早期発見、相談の充実	乳幼児健診時に、おおぞら教室の職員の発達相談を受けられる体制を整え、保護者の育児不安の軽減や障がい児の早期発見、早期療育につなげるための健診事業の充実に努めます。	教育支援課 健康福祉課
子育てきずなLINEの運用【再掲】	妊娠期から子育て期にかけて、保護者へ「安心・つながり・たのしみ」を届けるLINEを配信し、孤育てや産後うつ、児童虐待の予防に努めます。	教育支援課

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
多胎児家庭サポート	多胎児を育てる家庭に対して、育児負担や孤立感を軽減するために多胎児育児経験者が運営するNPO法人ぎふ多胎ネットに委託し、妊娠期から産後まで切れ目なくサポートします。	教育支援課

## ② こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

こども園や地域子育て支援拠点などを通じた支援を充実するとともに、施設に通っていないこどもへの教育・保育や病児保育の環境整備、障がいのあるこどもなど特別な配慮が必要なこどもへの対応等を行い、一人ひとりの健やかな成長を支援します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
保育サービスの充実	良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育教諭への研修等の充実を図る等、資質の向上に努めます。さらに、町内すべてのこども園で保育支援システム（コドモン）を導入し、保護者の利便性向上や保育業務の効率化を図ります。	教育支援課
低年齢児保育の充実	引き続き、町内3か所のこども園において低年齢児保育を実施します。また、増加する低年齢児保育のニーズに対応できるよう、保育教諭の確保や保育の効率化を図ります。	教育支援課
延長保育の充実	早朝保育、19時までの延長保育を実施し、保護者の就労等を支援します。また、必要保育教諭数の確保や業務の効率化、処遇改善も同時に推進し、保育士等の負担軽減を図ります。	教育支援課
一時預かり保育の充実	保護者の冠婚葬祭や育児疲れからのリフレッシュなどを目的に一時預かり保育を拡充します。	教育支援課
乳児等通園支援事業の実施 (こどもだれでも通園制度)	こどもの育ちを応援し、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルを支援することを目的に通園施設を運営します。	教育支援課
ファミリー・サポート・センター事業	定住自立圏事業により、美濃加茂市、加茂郡の自治体と共同でファミリー・サポート・センター事業を実施します。円滑な事業運営と支援の充実を図るため、サポート・利用会員双方のバランスの良い会員の確保のため周知に努めます。	教育支援課
子育て短期支援事業の実施 【再掲】	保護者が疾病・育児疲れ等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難な場合に、児童養護施設等において一定期間、児童を預かります。	教育支援課

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
病児・病後児保育の実施	町内に対象施設はありませんが、近隣市町と協定を締結し、家庭保育ができない病気（あるいは回復期）のこどもを預けられる体制を整備します。	教育支援課
障がい児保育の推進	こども園に通う障がいのあるこどもに対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受ける等、適切な対応に努めます。	教育支援課
医療的ケア児支援【再掲】	医療的ケア児の通園希望に適切に対応できるよう、体制整備に努めます。	教育支援課 健康福祉課
アレルギー面談の実施	町の管理栄養士が、こども園と連携し、アレルギーを持つ児童について、保護者・保育教諭・栄養士らと協議を行い、除去食や代替食などの対応を検討しながら、給食の安全性を確保します。	健康福祉課 教育支援課
乳幼児学級の実施	乳幼児学級の開催を通じて、同年代のこどもを育てる保護者が集まり、情報交換や親子のふれあい、仲間づくりの場になるような活動を推進します。	生涯学習課
幼保・小連携の推進	豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、こども園と小学校との連携を推進します。	教育支援課
こども園での教育・保育の充実【再掲】	教育・保育内容の充実と保育教諭の資質向上に努めます。	教育支援課

## (2) 学童期・思春期

### ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

こどもが安心して学び、健やかに成長できる環境を整え、学校と地域が連携して支える体制を強化します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
学校教育の推進【再掲】	「あらたまプラン」に基づき、地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支える取り組みを推進します。また、本町の特色を生かした、里山登山、カヌー教室、ボート体験などを通じて、教育の充実や郷土愛の醸成を図るほか、一人一台のタブレット端末やデジタル教科書の活用など情報教育を推進します。	教育支援課
部活動の地域展開	川辺町中学校の休日の部活動を川辺スポーツクラブに移行し、指導員が部員の指導にあたります。生徒の文化・スポーツの機会の充実と地域との交流を推進します。	生涯学習課
心の教育の推進	学校、こども園等において、高齢者・障がい者・乳幼児等との交流機会、道徳教育等を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を培う教育・保育を推進します。	教育支援課
体力の向上のための取組	川辺町教育研究会にて小中学校の職員研修として、APC（アクティブチャイルドプログラム）を取り入れ、体力の向上や健やかな体づくりに取り組みます。また、各校において講師を招き、走り方の指導等を行います。	教育支援課
スポーツ教室の開催	町及び総合型地域スポーツクラブの主催により、それぞれの世代や競技者のレベルに合わせたスポーツ教室を開催します。	生涯学習課
食育の推進、地域の食文化の継承	こども達が食に関する正しい知識と習慣を身につけられるよう、学校栄養職員や食生活改善推進員による食の指導や体験を小中学校で行います。また、郷土料理や地元食材を使用した献立を通じて、地域の食文化を伝えていきます。	教育支援課 健康福祉課
学校支援員の配置	町内の各校に学校支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の状況に応じた学習支援を実施します。併せて、教職員の業務負担の軽減を図ります。	教育支援課
下校支援車両の運行【再掲】	夏場の熱中症対策として、遠方に居住する児童を対象に、下校時に車両による送迎を実施し、下校時の安全確保と児童の心身への負担軽減を図ります。	教育支援課
学校トイレの生理用品提供	生理に関する困りごとへの配慮を行い、学校トイレに生理用品を設置し、児童生徒が必要なときに安心して利用できる体制を整えます。	教育支援課

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
校務のDX推進、デジタル教材の導入	校務支援システムによる情報管理・業務改善やデジタル教科書・タブレット端末を活用した授業や研修を推進します。	教育支援課
特別支援教室、通級指導教室の開設	各校に特別支援教室、通級指導教室を開設し、支援が必要な児童生徒一人一人に対応した学習支援を実施します。	教育支援課
学校運営協議会の実施	地域の方々を運営協議会委員として委嘱し、学校運営協議会を年間複数回実施します。その中で地域と学校が一体となってこどもの成長を育むために取り組める活動について話し合う機会を設けます。	生涯学習課

## ② 居場所づくり

こどもが安心して過ごせる居場所を整備・充実させ、放課後も安全で豊かに過ごせる環境を確保します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
こどもの居場所づくり 【再掲】	学習支援や児童館、子ども会、部活動の地域展開、こども食堂等、居場所の支援につながる事業拡大を図ります。	教育支援課 生涯学習課
こども食堂の運営支援	支援が必要な高校生以下のこども等を対象としたこども食堂を実施する団体に、補助金を交付します。	教育支援課
児童館活動の推進	指定管理者の運営に加え、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力を得て、児童館活動の推進に努めます。	教育支援課
放課後児童クラブの運営	川辺町社会福祉協議会に委託し、町内4箇所の放課後児童クラブを運営するほか、利用者が増加する夏休み中は、中央公民館で夏休み児童クラブを開設します。また、小学校の統廃合を見据え、放課後児童クラブの今後の在り方を検討します。	教育支援課
中央公民館図書室の学習スペースの設置	中央公民館図書室に、こどもや若者が安心して学習や読書に取り組める学習スペースを設置します。放課後や休日等において、静かで落ち着いた環境を提供することで、こどもの居場所の確保と学習環境の充実を図ります。	教育支援課

### ③ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実

こどもがいつでも安心して医療を受けられる体制を整え、関係機関が連携した支援体制を確保することで、地域のこどもの健やかな成育を支えます。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
小児救急医療体制の整備	保護者が安心してこどもを育てられるよう、24時間体制の小児科医等の確保について関係機関への要請を行います。なお、これらの医療体制や地域の医療情報等の発信を行うとともに、かかりつけ医の必要性を啓発します。	健康福祉課
思春期教育の推進【再掲】	情報伝達手段の発達に伴い、性に関する誤った情報が氾濫しています。こどもたちが、エイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるため適切な性教育を推進します。また、女性自身が自分の身体について知り、自己決定をしていくため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が定着するよう啓発に努めます。	健康福祉課 教育支援課

### ④ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が社会の一員として主体的に生き、自らの将来を描けるよう、主権者教育やライフデザインに関する取組を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
消費者活動推進事業	小学校高学年を対象に、消費者教育チラシ等を配布するほか、長期休暇前には情報モラル教育と合わせて、注意喚起を行います。	教育支援課
主権者教育の推進	社会科や特別活動で主権者教育を推進します。	教育支援課
キャリア教育の充実	小学校で地域の産業を知る体験活動や、中学校での職場体験、職業講話を実施します。	教育支援課

### ⑤ いじめ防止

いじめの未然防止と早期対応を徹底し、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、こどもが互いを尊重し安心して学べる環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
いじめ、不登校児童等の対応の充実	いじめアンケートやSOSの出し方授業、QU検査等を実施し、いじめの早期発見や悩みを抱える児童生徒への支援に努めます。また、スクールカウンセラーの配置や不登校児童生徒には相談室登校を促すなどの体制整備を行います。	教育支援課

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
情報モラル教育の充実 【再掲】	いじめやトラブルの要因となり得るスマートフォン、メール、SNS等の利用に対応できるよう、情報モラル教育を充実します。道徳の授業や長期休暇前の学級活動などを通じてメール、LINEの使い方、課金や詐欺、闇バイトへの注意喚起などを行います。また、関係団体の協力を得て、家庭や地域への波及に努めます。	教育支援課

## ⑥ 不登校の子どもへの支援

すべての子どもが学びの機会を得られるよう、不登校の子どもへの支援体制の充実や関係機関との連携を強化し、子どもの状況に応じた柔軟な学習支援を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
不登校対策	川辺中学校に学校内教育支援センターを設置し、不登校や相談室登校の生徒の学習・生活支援を行います。また、あすなろ教室においても、学習支援や日中の居場所として不登校生徒の学びをサポートします。	教育支援課
精神的な不安や悩みを持つ 児童生徒への対応【再掲】	QU検査やアンケートを通じて、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。また、スクールカウンセラーや教育相談員、教育委員会内の「教育相談電話」等を通じて、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制を整えます。また、あすなろ教室と連携し、児童生徒の居場所の確保や復学を進めていきます。	教育支援課

## ⑦ 校則の適正な見直し

校則の見直しにおいて子ども等の意見を反映し、合理的で透明性のある運用を促進するとともに、体罰や不適切な指導をいかなる場合も許さず、学校教育全体での根絶に向けた取り組みを強化します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
校則の見直しに伴う意見聴取	生徒会活動において、生徒の意見を柔軟に取り入れていきます。また、ジェンダー教育の観点より令和9年度から女子のスラックス着用を認めるなど、新たな制服の導入を検討します。	教育支援課
体罰や不適切な指導の防止	各月の職員研修において、不祥事根絶に向けた取り組みを行います。特に、コンプライアンスに関して毎月チェックシートを用いて、職員研修を進めます。	教育支援課

### ③ 高校中退の予防、高校中退後の支援

高校中退者が再び学び直しや就労に向かえるよう、学習支援や関係機関との連携を通じて、学びと自立の機会を充実させます。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
岐阜県若者サポートステーションとの連携	無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。登校困難や、就学・就労困難等に関する相談を行い、岐阜県若者サポートステーションにつなぎます。	教育支援課

### (3) 青年期

#### ① 高等教育への支援

すべての若者が経済状況に左右されずに学び続けられるよう、高等教育の修学支援を充実させるとともに、生涯学習の機会を広げます。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
高等教育費の負担軽減	高等学校就学等支援金の給付事務や各種奨学金、育英金の紹介を行います。	教育支援課

#### ② 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

早期に職業経験を積み、キャリア形成の基盤を築けるよう支援するとともに、離職者の再就職や能力発揮を促すため、ハローワークや岐阜県若者サポートステーションなどと連携した就職支援を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
岐阜県若者サポートステーションの啓発	就職活動段階において、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう、岐阜県若者サポートステーションの啓発を行います。	教育支援課

#### ③ 結婚を希望する方への支援

出会いの機会の創出を図り、結婚を希望する方への支援を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
婚活支援事業	マッチングアプリの安全安心な活用方法のオンラインセミナーなどを通じて結婚を希望する独身男女の出会いの機会を創出します。	企画課

#### ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

悩みや不安を抱える若者やその家族への相談体制を充実させるとともに、心の健康や支援の情報を周知し、相談やサポートにつなげられる環境を整えます。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
こころの健康相談	精神科医によるこころの健康相談を実施し、悩みや不安を抱える若者やその家族が専門的な助言を受けられる体制を整えます。また、相談を通じて早期に課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携した支援につなげることで、こころの健康の維持と自立した生活の実現を支援します。	健康福祉課
教育委員会教育相談窓口	こどもや若者の悩み事について、本人や家族から電話で匿名の相談を受け付け、必要な対応を行います。また、他の相談機関の情報を提供し、必要な支援につなげていきます。	教育支援課

# 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

## (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

### ① 子育て世帯への経済的支援の充実

こども・若者の生活環境を改善するため、経済的支援を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
児童手当	高校生年代までの児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援します。	住民課
第2子以降出産祝金	第2子以降を出産した際に、第2子以降出産祝金（10万円）を給付します。	住民課
妊婦のための支援給付	妊婦のための支援給付（妊娠時5万円、出産時5万円）を給付します。	教育支援課
こども園おむつ無償化	保護者の経済的負担、登園準備の手間の軽減のため、こども園の0～2歳児クラスのおむつを無償提供します。	教育支援課
第2子以降の保育料無償化	多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育の受け入れ態勢を整え、順次第2子以降に係る保育料の無償化を進めていきます。	教育支援課

### ② 医療費等の負担軽減

こどもや子育て世帯の医療費の負担軽減を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
乳幼児医療費の公費負担制度の継続【再掲】	18歳の年度末までの児童等、医療費の公費負担を継続し、児童らの健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	住民課
妊婦健康診査の実施【再掲】	妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図ります。また、産婦健康診査、1か月児健康診査、新生児聴覚検査にも費用の助成を行い、出産後の母子の健康をサポートします。	健康福祉課
小児インフルエンザ予防接種の助成	生後6か月から中学3年生までのお子さんを対象に、小児インフルエンザ予防接種の費用を一部助成します。	健康福祉課

## (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

### ① 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

在宅で子育てをしている家庭を含め、すべての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた子育て支援を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
地域子育て相談機関の充実 【再掲】	川辺町子育て支援センターをすべての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関として定め、こども家庭センターと連携を強化し、相談体制の一体化を図ります。	教育支援課
こども家庭センター事業 【再掲】	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要に応じてサポートプランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。また、利用者支援事業として教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を総合的に行うとともに、子どもや保護者が、円滑に各種サービスを利用できるようにします。	教育支援課

### ② オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供

子育て家庭に寄り添いながら、オンラインも活用した相談や情報提供を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
I C Tを活用した情報提供	川辺町教育ポータルサイト、かわべ子育てきずなLINE、「すぐる」等を活用し、子育て情報の提供やメールによる相談等に対応できるよう努めます。また、アプリの登録者増加のため普及啓発に努めます。	教育支援課 健康福祉課

### ③ 保護者に寄り添う家庭教育支援の推進

保護者への学びの機会を提供するとともに、相談相手がない保護者にも切れ目なく対応できるよう、保護者に寄り添った支援を推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
ペアレント・プログラム	3歳から学齢期までの保護者を対象とした、ペアレント・プログラムを実施します。	教育支援課

### (3) 共働き・共育での推進

#### ① 男女ともに働きやすい環境の整備

夫婦（パートナー）が相互に協力しながら子育てを行い、それを職場や地域社会が支援する社会をつくるため、男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
子育てしやすい職場環境の整備	商工会と情報共有することにより、商工会を通じて企業に対し、職場環境の改善等を周知します。また、「育休退園」を廃止し、仕事と子育ての両立支援を行います。	教育支援課 産業環境課

#### ② 共育での推進

誰もが希望に応じて育児や家事に関わることができる環境を整えます。また、家事や育児を家族全員で担う「共育で」を支える取り組みを推進します。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
共育に関する情報発信	子育てや家事の負担が特定の人に偏らないよう、「広報かわべ」やホームページなど、さまざまな媒体を活用して家族で話し合うきっかけとなる情報を発信し、家族全員が協力し合う「共育で」の考え方を広めていきます。	企画課 教育支援課
子育てに関する学びの機会の提供	家庭教育学級や妊婦学級、各種啓発冊子の配布などを通じて、母親や父親、祖父母などへ子育てに関する啓発や学びの機会を提供します。	教育支援課 生涯学習課 健康福祉課

## (4) ひとり親家庭への支援

### ① 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施

ひとり親家庭の多様な課題やニーズに応じて、保護者の経済的支援や子育て支援、就労支援を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
児童扶養手当給付事業	所得に応じて、ひとり親等の世帯に対して児童扶養手当を支給します。また、ひとり親世帯に児童扶養手当の説明を行い、申請等を受け付けます。	住民課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助【再掲】	経済的に就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費、修学旅行費等の必要な費用を援助します。	教育支援課
ひとり親家庭への経済的支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や、生活の自立を支援するための就業・生活資金やこどもの就学資金等を貸し付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用等を促進し、経済的な支援に努めます。	住民課

### ② こどもに届く生活・学習支援

こどもが安心して生活し学習できるよう、学習支援や生活支援、相談・居場所の提供を家庭・学校・地域と連携して行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
こどもの学習支援事業【再掲】	要保護・準要保護家庭、ひとり親世帯、学習塾に通っていない中学生を対象に「地域未来塾」を開催し、生徒の学習支援に努めます	生涯学習課

### ③ 相談支援とワンストップでつながる支援

ひとり親家庭に寄り添い、必要な支援につなげる体制を強化し、偏見や差別のない相談支援を行います。

具体的な取り組み

取 り 組 み	取 り 組 み 内 容	担 当 課
ひとり親家庭への子育て支援の実施	子育て短期支援事業や子育て世帯訪問支援事業において、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を図ります。また、ショートステイ事業は、施設定員に限りがあることから、里親への委託を活用し、受入体制の確保を図ります。	教育支援課



# 第5部

## 計画の推進体制

# 1 計画の推進体制

本町におけるこども・若者、子育て支援施策の総合的・計画的推進を図るため、以下の内容を踏まえ取り組みを進めます。

## (1) 川辺町子ども・子育て会議の開催

---

本計画を実行性のあるものとして着実に推進していくためには、多様な主体の取り組みが必要不可欠となります。そのため、学識経験を有する人、こどもの保護者、こどもとこどもの保護者を支援する事業に従事する人等で構成する「川辺町子ども・子育て会議」を開催し、計画の進捗状況の把握、点検、評価、見直し等を行います。

## (2) 庁内の推進体制

---

こども・若者、子育て支援に関する施策は多岐の分野にわたるものであることから、全庁的な連携のもとで総合的かつ効果的な計画の推進を図るため、関係各課の実施状況を把握し、計画的に推進します。

## (3) 情報提供による計画の推進

---

本計画は、こどもの育ちや若者の成長、子育て家庭に理解と関心を深められるよう、家庭、地域、事業所、行政など社会全体で連携して支援していこうとするものです。計画の内容を広く町民に理解してもらうために、広報やホームページ等を通して、計画の周知・啓発を図ります。

## 2 推進するための実施主体の役割

### (1) 家庭

---

家庭は、こどもを養育する基本的な場であり、こどもにとって一番大切な場所です。こどもの発達段階に合わせて、様々な人と協力してその育ちを支え、経験を重ねていくことで親自身も成長できる場となることが求められます。同時に、こどもを一人の人間として尊重し、守り育てるとともに、基本的な生活習慣や社会的な規範をこども自身が身に付けていくことが必要です。

### (2) 地域

---

近所のこどもとあいさつしたり、公園で遊ぶこどもや登下校時のこどもを見守ることは、地域のこどもの健全な育成につながります。町民一人ひとりがこども・若者や子育て家庭を支え、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが必要です。

### (3) 事業所

---

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章に示されている「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現に向けて、事業所とそこで働く人は、協調して生産性の向上に努め、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に自主的に取り組むことが求められます。

### (4) 行政

---

本計画に位置付けられた施策を着実に推進するとともに、様々なこども・若者、子育て家庭の支援、機関や団体等のネットワークを構築し、地域性のある子育て支援を推進するとともに、ニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。また、計画の進捗状況を公表し、進捗管理を行うとともに、こども・若者、子育て家庭の視点に立った点検・評価を行い、必要なものについては施策の改善を行います。

### 3 数値目標の設定

国の「こども大綱」において位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を踏まえ、本計画においても同様の項目に加え町独自の数値目標を掲げ、計画を推進していきます。(達成目標年度：令和11年度)

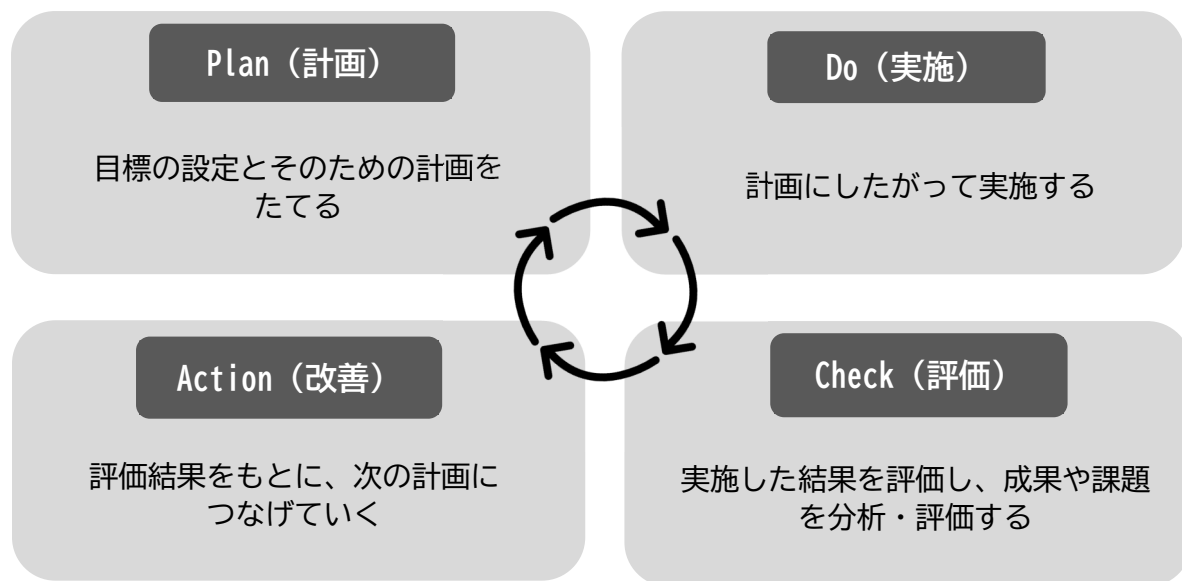
■数値目標一覧

No.	項目	対象	国の「こども大綱」		川辺町	
			現状値	目標値	現状値	目標値
1	こどもまんなか社会の実現に向かっていると考える人の割合	国：16～49歳 川辺町：14～16歳	15.7%	70%	49.1%	70%
2	生活に満足しているこどもの割合	国：15歳 川辺町：14～16歳	60.8%	70%	69.4%	70%
3	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	国：15～39歳 川辺町：14～16歳	60.0%	70%	78.7%	80%
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合	国：15歳 川辺町：14～16歳	74.2%	80%	72.2%	80%
5	自分には自分らしさというものがあると考えるこども・若者の割合	国：15～39歳 川辺町：14～16歳	84.1%	90%	90.7%	90%
6	どこかに助けってくれる人がいると考えるこども・若者の割合	国：15～39歳 川辺町：14～16歳	97.1%	現状維持	99.1%	現状維持
7	社会生活や日常生活を円滑に送れたと考えるこども・若者の割合	国：15～39歳 川辺町：14～16歳	51.5%	70%	25.0%	40%
8	こども政策に関して意見を聞いてもらっていると考えるこども・若者の割合	国：16～29歳 川辺町：14～16歳	20.3%	70%	82.4%	85%
9	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合	国：15～39歳 川辺町：14～16歳	66.4%	80%	76.0%	80%
10	日本の将来は明るいと考えているこども・若者の割合	国：13～29歳 川辺町：14～16歳	31.0%	55%	47.2%	55%
11	川辺町に住み続けたいこどもの割合	川辺町：14～16歳	—	—	72.2%	75.0%

## 4 計画の評価・検証体制

各種施策の進捗状況を把握するため、PDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）〕のプロセスを踏まえた計画の進行管理の実施に努めます。また、数値目標については、定期的に達成度を公表します。

### ■PDACサイクルのプロセスイメージ





# 資料編

# 1 川辺町子ども・子育て会議設置条例

川辺町子ども・子育て会議設置条例

平成 27 年 3 月 20 日

条例第 16 号

(設置)

第 1 条 本町は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、川辺町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 5 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 2 川辺町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等	備考
加藤 祐基	こども園保護者（川辺町第2こども園保護者会長）	
栗本 康弘	小学校保護者（川辺西小学校PTA会長）	
井上 さよ子	学識経験者	
遠藤 雅丈	公営こども園長（川辺町第1こども園）	
宮西 祐治	校長会長	副会長
土屋 文子	母子保健推進員	
坪内 崇	民営こども園長（川辺町第3こども園）	
鴨志田 明子	教育委員	
櫻井 愛里子	主任児童委員	
長谷川 哲	教育長経験者	会長

### 3 策定過程

開催日時	検討内容
令和7年7月7日 ～7月21日	「中学生アンケート調査」実施 川辺町在住の中学生対象
令和7年9月22日 ～10月10日	「支援者ヒアリング調査」実施
令和7年9月24日	令和7年度 第1回川辺町子ども・子育て会議 ・川辺町こども計画の背景 ・川辺町こども計画の骨子案について
令和7年11月28日	令和7年度 第2回川辺町子ども・子育て会議 ・川辺町こども計画の素案について
令和7年12月26日 ～令和8年1月23日	「川辺町こども計画策定に係る意見募集（パブリックコメント）」実施
令和8年2月17日	令和7年度 第3回川辺町子ども・子育て会議 ・パブリックコメント結果について ・川辺町こども計画（案）について

## 4 用語解説

### あ行

#### 医療的ケア児

日常生活を営むために人工呼吸器の装着等の医療を要する状態にある障害のあることものこと。

#### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものを指す言葉のこと。

### か行

#### 核家族

一組の夫婦（パートナー）と未婚の子どもからなる家族構成のこと。

#### キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

#### こども家庭センター

心身ともに健やかなこどもの成長をサポートするために、社会福祉士や保健師等が様々な相談を受け、必要な情報提供や支援などを行う。

#### 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

#### 子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

#### こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

#### こども大綱

こども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく方向性を定めたもの。

#### こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、心も体も幸せに生活できる社会のこと。

## さ行

### 就学援助認定者

経済的な理由でこどもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度の対象者・世帯。

### 食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

### ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

### 次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成 15 年に制定された法律。

### 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアのこと。

### スクールカウンセラー

各学校に配置され、児童生徒、保護者、教職員に対する相談等の心のケアや精神的なサポートを行う専門職のこと。

## 生活保護

資産や能力等を活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。

## た行

### 待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している人等を除いた数が「待機児童」となっている。

## は行

### ひきこもり

社会参加の場面がなく、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

### 病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

### ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

## 保育教諭

「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方を有する者で、幼保連携型認定こども園の保育教諭には、原則として両方の免許・資格が必要とされている。

## 保育支援システム（コドモン）

全国の施設や自治体等で導入されている保育・教育施設向けの業務支援クラウドサービス。欠席連絡や入退室管理、帳票作成といった各種機能をワンストップで提供している。

## ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

## や行

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。単なるお手伝いとは異なり、責任や負担が重く、学業や友人関係などに影響が出ることが問題視されている。

## 養育

こどもを健全に育て、知識・適応心を育む教育を行い、健やかな成長を支援すること。

## 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会

地方公共団体ごとに設置され、要保護児童の適切な保護を目的として、関係機関が連携し、要保護児童や保護者に関する情報共有や支援内容の協議を行う。また、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に向け、関係機関との連携を図る。

## ら行

### ライフステージ

年齢あるいは世代。人間の一生におけるそれぞれの段階。

## 療育

障害のあるこどもの特性やニーズに合わせた専門的支援を行い、社会的に自立することを目的として行われる教育。

## 英字

### DV

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。

### ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。

### QU検査（QUESTIONNAIRE-UTILITES）

楽しい学校生活を送るためのアンケートのことであり、学校生活に対する満足度や意欲、悩みなど、こども一人ひとりの心の状態が分かる。また、これら日常の生活を振り返る項目を追加した hyper-Q-Uの2種類がある。

---

## 川辺町こども計画

編集：川辺町 教育委員会 教育支援課

発行年月：令和8年3月

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

TEL 0574-53-2650 FAX 0574-53-6006

---

# 川辺町 こども計画

令和8年度～令和11年度

